

# 平成 29 年度 議会活性化計画書 平成 28 年度 議会活性化計画 最終評価書 (平成 28~29 年度版)

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して



平成 29 年 5 月 23 日 計画策定・評価  
芽室町議会

## 1. H28 芽室町議会活性化計画主要事業への取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 【 主要4項目 】

- |   |   |          |
|---|---|----------|
| 1 | 議会政策形成サイクルの充実 (議会基本条例 第2条2項、第12条、第13条)                | ⇒C 実行・継続 |
| 2 | 町民との意見交換会の充実 (多様な世代の住民参加の促進)<br>(議会基本条例 第4条(2)、第8条5項) | ⇒A 実行・継続 |
| 3 | 議員間討議の (自由討議) の実践<br>(議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条)      | ⇒C 実行・継続 |
| 4 | 議会ICT計画の推進と実践 (議会基本条例 第9条)                            | ⇒A 実行・継続 |

## 1. (参考) H27 芽室町議会活性化計画主要事業への取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 【 主要7項目 】

- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| 1 | 政策型議会移行（政策形成サイクル推進・財務監視強化）<br><small>（議会基本条例 第2条2項、第5条(3)(4)、第11条3項）</small> | →B実行・継続   |
| 2 | 議員間討議（自由討議）推進<br><small>（議会基本条例 第3条(2)）</small>                              | →C実行・継続   |
| 3 | 調査・附属機関の設置検討<br><small>（議会基本条例 第8条第3項、第20条、第21条）</small>                     | →D未検討・継続  |
| 4 | 議員倫理の確立<br><small>（議会議員倫理条例、議会基本条例 第7条、第11条第5項）</small>                      | →B協議済     |
| 5 | 議会図書室機能の整備<br><small>（議会基本条例 第23条）</small>                                   | →C諮問答申・継続 |
| 6 | 議会ICTの推進<br><small>（議会基本条例 第9条）</small>                                      | →A計画決定・継続 |
| 7 | 議会BCP（業務継続計画）の策定   | →A計画決定    |

A=おおむね達成した  
 B=達成しているが改善余地あり  
 C=達成していない  
 D=取り組んでいない

## (1) H28 芽室町議会活性化 24 事項への取組評価

項 目		内 容
■前年度からの積み残し事項		
(1) 議会モニター意見・提案事項	取組結果	内 容
1. 親しみやすく、読みやすい『議会だより』の研究等	A	親しみやすい内容となるよう、年内にモニターアンケートを実施して、年度内に検討する。→ モニターアンケートを実施し年度内に検討した。改善事項は次年度議会だよりから反映する。
2. SNS を活用した意見・提案公募の試行等	B	現状から後退しないよう SNS 等の利用を進めていく。→ 継続して SNS を活用した情報発信を行っている。
3. 傍聴者への配慮の検討等	B	アンケートを継続して実施する。 議員控室には議会図書室という機能もあり、町民が自由に使えることを、傍聴者にも周知する。→ アンケートは継続して行っている（回収数は少ない）。議員控室の町民利用は、議員からの呼びかけし、傍聴者が立ち寄りやすいよう議員控室の一部を配置換えした。
4. 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底	A	全議員、共通認識を持つよう周知徹底する。→ 引き続き周知徹底した。
5. 子ども議会の開催の検討	A	子どもに限らず多様な世代との意見交換の実施に向け協議・検討する。→ P T A との意見交換会を実施（6 団体）。町内高校（芽室高校・白樺学園高校）生徒との意見交換会を実施。
(2) 全員協議会での意見・提案事項	取組結果	内 容
6. 文書質問活用の推進	A	引き続き休会中の活用など推進する。→ 1 件の実績があった。
■今年度の活性化事項		

○議会改革諮問会議の答申事項	取組結果	
7. 課題抽出理由等の明確化	B	シートを活用し抽出理由を明確化する。→ 議員個々が「7項目」を意識して会議を取り進めた。委員会室内に「7項目」を掲示・表示をするなど工夫を行った。
8. 町民からの政策提案の検討	B	町民とは対話（意見交換会など）を中心として、政策提案につなげていく。→ 具体的な政策提案には至らなかったが、PTA、高校生との意見交換から未来フォーラムⅡへと繋がった。モニター会議は新庁舎建設に特化した意見交換を行い、新庁舎建設基本計画の議論に反映した。
9. 多くの町民を集める手法を検討	B	議会だより、HP、SNS、人的ネットワークなどを活用し広く広報する。→ 議会だより、HP、SNS等による情報発信は継続して行っている。議会モニター選定にあっては各議員の人的ネットワークを活用した。
10. 意見交換会における対話手法の確立	B	議員のファシリテーション能力向上を図り、テーマに応じてWS等の適正な対話手法を採り入れる。→ 討議力・ファシリテーション力向上の研修を実施した。PTA・高校生との意見交換会では、WSを適宜採り入れた。
11. 町のそよ風トーク等で出される課題の共有化	A	議会の意見交換会内容と双方向に情報共有するよう取りすすめていく。→ 町が公開した記録は、閲覧しやすいようクラウド本棚にも登録して共有を図った。
12. 議会モニターについて審議会的に助言を仰ぐ	A	モニターの5つの職務を基本に、設置要綱に則って取りすすめていく。→ モニター会議冒頭で設置要綱に規定するモニターの役割を説明し、理解を得ながら議論を進めた。
13. 一般質問通告前に議会モニターの意見等を参考とする機会を設置する	A	モニター会議等で出た意見等は周知されているので、現状のとおり継続する。→ モニター会議で出た意見は、速やかに整理し、

		クラウド本棚に登録して議員間の共有を図った。
14. 議会モニターは幅広く集める	A	モニター設置要綱に則り対象者を20人に拡充するよう努める。 → 議会日より、HPなどで周知するほか、議員個々のネットワークを活用して20人のモニターに拡充した。
15. 政策提言の実施	B	過去の政策提言の進行状況を追跡して調査・検証を行い、必要に応じて同一案件でも繰り返し提案・提言を行う。→ 所管委員会での「進行状況確認」が出来ていない面があったが、2件の政策提言を実施した。
16. 財務監査機能の強化	A	議選監査制度の活用について検討する。→ 議選監査委員を講師として、研修会を開催した。
17. タブレット導入による政策形成能力の向上	A	日々の議員活動、各委員会調査、意見交換会等での活用を進める。 → すべての委員会・会議等のほか、各種調査活動、町民との意見交換の場で使用した。
18. 議会図書室機能の整備	B(C)	現在の蔵書の整理を図り、電子図書室の充実を図っていく。 新庁舎建設を想定した機能整備について検討する。→ クラウド本棚を活用した電子図書室化を図った。役場新庁舎建設の基本設計に向けて、議会図書室のあり方・機能整備について検討する。
19. 議会図書館機能の他機関との連携	D	町、公共・大学付属図書館の蔵書情報の共有化を検討する。→ 蔵書情報は公開していない。町、公共・大学付属図書館の蔵書情報の共有化について検討には至らなかった。
20. 公聴会の検討	D	先進実施事例を研究し公聴会開催を検討する。→ 公聴会制度に関する先進事例の調査・研究を行っていない。
21. 議会災害時対応基本計画の検証・評価・改善	B	町地域防災計画と連携して随時見直しを図る。→ 実際の災害時対応を踏まえ、議会内部で検証を行った。結果、町災害対策本部と議会災害対策会議との間での情報共有について協議を行っていくよう、町に書面で申入れをし、見直しを次年度に行うことと

		した。 防災訓練を適宜実施する。→ 訓練実施前に被災した。
22. 各委員会のミーティング手法を研究	A	議員のファシリテーション能力向上を図り、ミーティングでは模造紙・ボード・タブレットなど様々な手法を活用し議論する。→ 討議力・ファシリテーション力向上に向けた議員研修会を実施した。
23. 議会サポーターの活用	A	必要に応じて、議会サポーターの追加登録を検討する。→ サポーターを1名追加し、講師として招き研修会を実施した。
○議会運営委員会の答申事項	取組結果	
24. 会議ルールの順守	B	会議条例の一本化を検討する。→ 法改正などに対応した条例改正を行った。「わかり易さ」「使いやすさ」への改善が、必ずしも一本化のみが手段ではないことから、条文の構造整理、他条例との整合性の検証等、継続して調査・検討する

## (2) H28 議会活性化計画取組スケジュールと取組経過



事務・事業	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①H28 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価 (評価基準の作成、評価項目検証・見直し)												
②議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会 (世代別～若い世代との意見交換)												
③議会改革諮問会議の開催												
④政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施												
⑤参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の活用												
⑥議会モニター制度の遂行 (モニターアンケートの実施)												
⑦議会ICT推進計画の定着 (SNS 活用推進、タブレット導入、 議会中継システム更新)												
⑧議会白書の作成とHP掲載												
⑨議決権の拡大												
⑩議員間自由討議の遂行・委員外議員の発言の遂行												
⑪議会間交流の推進												
⑫文書質問制度の遂行												
⑬傍聴者への対応向上の検討 (傍聴者アンケートの実施)												
⑭議会基本条例の検証・見直し												
⑮議会会議条例・同条例等運用規則の検証・見直し												

### (3) 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針と H28 評価総括

芽室町議会は、議会基本条例に沿って課題等を分析し、議員間討議を行い、次のとおり、基本理念及び基本方針を定め、議会改革と活性化を進めます。

#### **【1】 芽室町議会の運営の基本理念－「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現**

地方分権の推進に伴い、議会に対する町民の関心と期待が高まる中、町民の信頼と期待に応えるという議会の役割はますます拡大しています。このような中、公平・公正で透明な議会運営はもとより、議員の資質向上とともに、監視機能の強化や町民目線に立った政策立案、提言など、議会の権能強化も求められています。

今後、議会は町民の声を町政に反映させるべく、二元代表制を十二分に機能させ、町民の代表として、その一翼を担う議会が広く町民の意見や要望等を把握し、大局的な視点から議員同士が活発な議論を行うことによって合意形成を図ります。議会は、最高意思決定機関としての機能を最大限に発揮し、町民の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に取り組みます。芽室町議会は二元代表制の下、町民の代表として、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現を基本理念とします。

■H28 計画 → H27 に未着手または実績が伴わなかったものを優先的に行うとともに、議会改革諮問会議の答申内容を中心に、議会活性化策の実施について検討・着手する。

■H28 評価 → H27 からの積み残し項目のうち、「傍聴者への配慮の検討」については、傍聴者アンケートを実施し、2件の回答を得たが依然少数であった。また、議員控室の町民利用については、議員からの呼びかけや、内部の配置換えを行うなどして、利用しやすい環境づくりに努めた。

「議会が町民の信託にこたえたか（議会基本条例前文）」については、議会評価（A=14人、B=2人）及び議員評価（A=12人、B=3人、C=1人）の結果となり、前年度より大きく向上したが、依然解決されない課題が残る。

議会諮問会議からは、活性化主要4事業に対して、それぞれ提言を受けた。議会モニターアンケートは6月に実施、町民アンケートについては、執行機関が行うアンケートの一部に設問を載せ実施した。議会報告会と町民との意見交換会は、「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の6つのPTAで実施し、保護者・教員の100人が参加し

た。初の試みとして開催した町内高校生との意見交換会では、2つの高校の生徒 30 人参加した。常任委員会と団体との意見交換会においても 3 団体と開催し、町民 26 人が参加し、議会フォーラム全体では計 237 人の町民が参加した。

■H29 計画 → H28 に未着手または実績が伴わなかった項目を行うとともに、議会諮問会議の提言事項（活性化主要事業 4 項目）及び議員自己評価結果をもとに、更なる議会活性化策の協議・実施を行う。

## 【2】芽室町議会の6つの基本方針

芽室町議会は、基本理念を実現するため、次の 6 点を基本方針とします。

### 1 開かれた議会

町民のまちづくりへの関心度を高めるとともに、町民への説明責任を果たすために、より一層の積極的な情報公開を行い、町民に分かりやすく、町民が参加しやすく、開かれた議会運営の実現を目指します。

■H28 計画 → 「分かりやすさ、参加しやすさ」を常に考え、より開かれた議会運営を考えていく。

■H28 評価 → 議会だよりを毎月発行（計 112 ページ）し、議会ホームページへの掲載、全会議の会議記録等の公開とインターネット中継及び SNS（フェイスブック・ライン・ツイッター）を活用し、引き続き情報公開・共有に努めた。議会傍聴者数は、総計 380 人で、内訳として本会議は 117 人（H27/197 人、H26/108 人、H25/94 人、H24/110 人）、全員協議会 21 人、委員会 242 人であった。ホットボイスは、17 件（H27/6 件、H26/16 件、H25/16 件）が寄せられ、ホームページ及び議会だよりに回答内容を掲載した。議会報告と町民（PTA・高校生）との意見交換会を全 10 回開催し、130 人の参加があった。そのうち初の試みとして町内の高校 2 校の高校生との意見交換を行い、合計 4 回で 30 人の参加があった。併せて 1 校においては意見交換に先立ち議場において吹奏楽部による演奏会を開催し、町民と議会との接点拡大を図った。団体との意見交換会は 3 回開催した（総務経済常任委員会 2 回、厚生文教常任委員会 1 回）（H27/7 団体、H26/1 団体、H25/5 団体、H24/8 団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく協議を行った。

■H29 計画 → 「分かりやすさ、参加しやすさ」を常に考え、より開かれた議会運営を考えていく。

### 2 公平・公正、透明な議会運営

町民の信頼と期待に応えていくため、議会が町民の代表機関であることを常に自覚し、自由かつ達な議論を行い、公平・公正を基本とした民主的で透明性の高い議会運営を目指します。

- H28 計画 → 執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて、全議員が努める。
- H28 評価 → 透明性に努めるとともに、議員同士が自由かつ達な議論を展開心がけているが、全員協議会の政策討論会は開催に至らなかった。委員会ミーティングは積極的に活用したが、運用に課題を残す場面が一部に見られた。
- H29 計画 → 執行機関に対する活発な質疑、議員間の活発な自由討議に向けて、全議員が努める。

### 3 適切な行政の監視と評価

適正な行政運営の確保のために、議決すべき事業の拡大を行うなど、行政への監視及び評価の機能の充実・強化を目指します。

- H28 計画 → 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価する。
- H28 評価 → 議決事項の拡大の新たな案件はなかったものの、実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価し、協議と調査に向けた。平成 28 年 9 月定例会議において、一部の不適切な会計処理の問題から、平成 27 年度分の決算を不認定するに至った（2 年ぶり）。また財務監査機能の強化を目的として、議選監査委員を活用した研修会を開催した。
- H29 計画 → 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算書などにより、評価する。

### 4 町民本位の政策立案と提言

提出された議案の審議または審査を行うほか、町民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることにより、積極的に議員及び委員会の提案による条例制定、政策提案及び政策提言等に取り組み、立法機能の充実・強化を目指します。

- H28 計画 → 議会政策形成サイクルを一層定着させる必要がある。
- H28 評価 → 議案の調査・審議については、十分な議論を行ってきたと考えるものの、議員同士が自由かつ達な議論を展開しているとは言えず、引き続き課題を残した。各常任委員会でも議会政策形成サイクル導入により、テーマを定めて所管事務調査を進め、厚生文教常任委員会では 2 事業について、所管課長に提言書を手交した。
- H29 計画 → 議会政策形成サイクルを一層定着させる努力を引き続き推し進める必要がある。

## 5 議会力、議員力の強化

議事機関として広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させるとともに、議員個々の資質を高め、議会権能の強化と活性化に取り組み、議会力及び議員力の強化を目指します。

- H28 計画 → 引き続き、団体と小単位での意見交換会行うほか、多様な世代の住民参加機会の創出を図る。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを定着させるため、議会サポーター等の協力と議員研修及び議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す。
- H28 評価 → 町民の意思の把握する機会となる議会報告と町民との意見交換会は、全 10 回開催し、130 人の参加があった。内訳として「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の 6 つの P T A で実施し、保護者・教員の 100 人が参加した。また初の試みとして開催した町内高校生との意見交換会では、2 つの高校の生徒 30 人参加した。常任委員会と団体との意見交換会においても 3 団体と昨年度と比べて減数となった (H27/7 団体、H26/1 団体、H25/5 団体、H24/8 団体)。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを定着するため、議会サポーター等の協力と議員研修や議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す必要がある。
- H29 計画 → 団体との意見交換会を継続するほか、「多様な世代の住民参加の促進」を図るため、若い世代との意見交換会と政策提言に向けた取り組みに力を注ぐ。さらに、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルを定着させるため、議会サポーター等の協力と議員研修や議会フォーラムを開催しながら、議会力、議員力の強化を目指す。

## 6 継続的な議会改革の推進

町民に信頼されるために不断の努力と研鑽を行い、継続かつ持続的に議会改革に取り組みます。

- H28 計画 → 議員個々が、議会基本条例に基づいた評価結果を踏まえて、継続かつ持続的な議会改革に努める。
- H28 評価 → 議会基本条例・議会活性化計画・議員研修計画等を基に議会改革に取り組んだ。外部評価として議会活性化の機能強化・住民参加などが評価され、2 年連続で議会改革度全国 1 位 (早稲田大学マニフェスト研究所) となった。またマニフェスト大賞成果賞にノミネートするなどの評価を得た。
- H29 計画 → 議員個々が、議会基本条例に基づいた評価結果を踏まえて、継続かつ持続的な議会改革に努めていく必要がある。

### **【3】 6つの基本方針を踏まえた具体的な取り組み**

#### **1 開かれた議会**

##### **(1) 町民に分かりやすい議会**

###### **(ア) 議会からの情報発信**

通年議会制を導入し、本会議及び委員会並びに協議会等の原則公開はもとより、インターネットによる委員会中継の拡大を図るとともに、ICT化に取り組み、議会ホームページの充実に努めるなど情報発信を進めます。

■H28 計画 → タブレット型端末機を導入し、ペーパーレス化や資料作成等にかかる業務量抑制を図るとともに、議員の政策形成力の向上・情報のストック化と収集を行い、H27 に導入したプロジェクター・スクリーンなどとの併用によって効率的かつ効果的な会議開催、町民への情報提供等に活用する。

■H28 評価 → 会期の通年化により、定例会議を 19 日間、臨時会議を 2 日間開会した。各常任委員会の所管事務調査についてもおおむね機動的に調査できた。全会議を公開、全会議の会議記録を公表、全会議をインターネット中継・録画し、年間で●●●●件のアクセス数があった（H27 は 15,983 件）。H27 年度に策定した議会 ICT 推進基本計画もとに、5 月からタブレット端末機導入し、すべての会議の議案等、資料の電子化とペーパーレス化を進め、会議・議員活動で活用を始めた。また端末導入に際し、操作研修会を 2 回開催し活用推進を図った。

■H29 計画 → タブレット型端末機を活用し、ペーパーレス化や資料作成等にかかる業務量抑制を推進するとともに、議員の政策形成力の向上・情報のストック化と収集を進め、効率的かつ効果的な会議開催、町民への情報提供等に活用する。

###### **(イ) 議決結果と賛否の公表**

議員としての議案等に対する賛否の重要性や説明責任を再認識し、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を議会ホームページ及び議会だよりで公表します。

■H28 計画 → 継続する。

■H28 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識について達成した。

■H29 計画 → 継続する。

## (2) 町民が参加する議会

### (ア) 議会報告と町民との意見交換会の開催

町民に対する説明責任を果たすため、地域に出向き、定例会の審議内容や委員会活動など、議会の活動状況を町民に対して報告、説明するとともに、議会報告と町民との意見交換会を開催し、政策形成サイクルの起点とします。

■H28 計画 → 多様な世代の住民参加機会の創出を加え継続する。

■H28 評価 → 議会報告会と町民との意見交換会は、「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の6つのPTAで全6回実施し、保護者・教員の100人が参加した。初の試みとして開催した町内高校生との意見交換会では、2つの高校で全4回実施し、両校生徒30人が参加した。常任委員会と団体との意見交換会においても3団体で開催し、町民26人が参加した（総務経済常任委員会2回、厚生文教常任委員会1回）（H27/7団体、H26/1団体、H25/5団体、H24/8団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく協議を行った。

■H29 計画 → 多様な世代の住民参加機会の創出を継続する。

### (イ) 団体との意見交換会の開催

議会として町民目線に沿った意思決定を行うことができるようにするため、団体との意見交換会を開催します。

■H28 計画 → 議会報告と町民との意見交換会を小単位で継続実施し、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルの起点とする。「分かりやすさ、参加しやすさ」を念頭に、テーマ及び年齢層等を絞った実施を検討する。

■H28 評価 → H28 団体との意見交換会は3団体と行った。町民との意見交換については6PTAと3班編成（5人/班）により意見交換会を開催した。

■H29 計画 → 議会報告と町民との意見交換会を継続実施し、町民の意見・提案をもとにした議会政策形成サイクルの起点とする。「分かりやすさ、参加しやすさ」を念頭に、テーマ及び年齢層等を絞った実施を検討する。

### (ウ) 公聴会制度の活用

委員会において、広く議員以外の意見を聴き、適正な判断や決定、政策の立案を行うことができるようにするなど、委員会での審査をより充実するため公聴会制度の活用を検討します。

■H28 計画 → 公聴会制度の実例研究を進め、重要案件について開催の機会を図っていく必要がある。

- H28 評価 → 公聴会制度の活用の実績はなかった。H28 年度は、新庁舎建設基本計画に関する調査など、公聴会制度活用を考えるべき課題もあった。
- H29 計画 → 他議会等の具体的活用事例を情報収集するなど、公聴会制度の実例研究を進め、重要案件について開催の機会を図っていく必要がある。

#### (エ) 常任委員会での参考人制度の充実・強化

常任委員会の審査において、充実したものとするため、参考人制度の充実・強化に努めます。

- H28 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、町民が議会に参加する機会を増やす必要がある。
- H28 評価 → 総務経済常任委員会で 4 人（2 回）、厚生文教常任委員会で 3 人（2 回）を招致した。
- H29 計画 → 議会政策形成サイクルの導入に伴い、町民が議会に参加する機会を増やす必要がある。

#### (オ) 附属機関の設置

町民 5 人による議会改革諮問会議を設置します。

- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 継続して議会改革諮問会議を設置し、5 回の会議を行った。新たな諮問は行わず、議会活性化主要事業等のチェック、意見交換を行い、提言書を手交した（H29.3.3）。
- H29 計画 → H29.7 月に新諮問委員を委嘱し、議長が新たな課題について諮問する。

#### (カ) 議会モニターの設置

継続的に議会改革を推進するため、議会モニター（町民 10 人）を設置し、意見交換会等を行います。

- H28 計画 → H28.7 月に新モニターを 20 人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。
- H28 評価 → 政策提案の助言などを目的に、議会モニターの定員を 20 人（1 人欠員）に増やし委員を委嘱した（H28.7.15）。モニター会議を 3 回開催（うち 1 回は新庁舎建設基本計画に関するテーマに特化）、●項目の意見・提案を受けた。
- H29 計画 → H29.7 月に新モニターを 20 人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。

## 2 公平・公正、透明な議会運営

### (1) 公平・公正な議会運営

#### (ア) 審議会等委員への就任辞退(実施済)

町長の諮問機関である各種審議会等への議員就任は、二元代表制の根本理念に反し不相当であることから、法令の定めによるものなどを除き辞退します。

■H28 計画 → 継続する。

■H28 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任の再認識については達成した。

■H29 計画 → 継続する。

#### (イ) 公平・公正な委員等の選任

特別委員会等の委員選任については、全議員が公平・公正に選任されるような選任方法を検討します。

■H28 計画 → 継続する。

■H28 評価 → 役場庁舎建設基本構想に関する調査特別委員会、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会で、議長を除く 15 人を公平・公正に選任した。

■H29 計画 → 継続する。

### (2) 議会運営の透明化

#### (ア) 正・副議長選挙の立候補制導入

正・副議長選挙における決定までのプロセスを公開し、町民に分かりやすくするため、候補者の所信表明を含めた立候補制を導入します。

■H28 計画 → 平成 31 年度に向けて徹底する。

■H28 評価 → H27 年度の初議会において、初実施した。

■H29 計画 → 平成 31 年度に向けて徹底する。

#### (イ) 委員会・審議会等の資料開示

議会ホームページ上に、委員会開催情報の周知や審議結果を掲載します。

- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 委員会・審議会等の開催日程含め、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任を一定程度果たした。
- H29 計画 → 継続する。

### 3 適切な行政の監視と評価

#### (1) 適正な行政運営と緊張関係の確保

##### (ア) 政策提案の説明開示

議会審議での論点の明確化を図るため、執行機関等の政策等に関し、議会基本条例第 12 条に定めた 7 項目について積極的に調査します。

- H28 計画 → 個々には意識改善も見られるが、今後もシートを活用するなど動機付けしながら進める必要がある。
- H28 評価 → H28 活性化策 24 事項の 1 つに位置づけ、「全員が『7 項目』を意識して会議を取り進める」こと、「委員会室内に『7 項目』を掲示・表示する」など改善に取り組んできている。議員個々の議会基本条例第 12 条の評価結果では、前年度に比べると多少改善された（A=5 人 B=10 人、C=0 人、D=0 人、E=1 人）。
- H29 計画 → 個々の意識向上が見られるが、今後もシートや掲示・表示を活用するなどあらゆる場面で意識しながら進める必要がある。

##### (イ) 反問権・反論権の付与

一般質問や議案質疑等において、論点の明確化や議論を深めるため、町長等に対して反問権と反論権を認めます。

- H28 計画 → 継続する。
- H28 評価 → 一般質問者は、23 人（H27/34 人、H26/24 人、H25/20 人、H24/22 人）、質問項目数は 36 項目（H27/57 項目、H26/33 項目、H25/34 項目、H24/35 項目）であった。一般質問した議員は 10 人であり、しなかった議員は 4 人である。反問権・反論権の行使はなかった。
- H29 計画 → 継続する。

### (ウ) 全員協議会と常任委員会のあり方の明確化

全員協議会及び常任委員会での会議ルールを徹底し、その取り扱いを明確にします。

- H28 計画 → 継続的にルール順守に努める。
- H28 評価 → H28 活性化策 24 事項の 1 つに位置付けており、全議員が共通認識を持つように周知してきた。
- H29 計画 → 継続的にルール順守に努める。

### (2) 監視機能の充実・強化

#### (ア) 文書質問制度の導入

通年議会の休会中に文書質問制度を導入します。

- H28 計画 → 必要に応じて制度を活用するよう全議員で取り組む。
- H28 評価 → 実績は 1 件であった（平成 28 年 8 月）。
- H29 計画 → 必要に応じて制度を活用するよう全議員で取り組む。

#### (イ) 議決事項の拡大

各法律に基づいて策定する計画等について、策定時において議会の意見を反映させるため、地方自治法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事項の範囲の拡大を図ります。

- H28 計画 → 追加すべき事項が発生した場合は協議する。
- H28 評価 → 追加すべき事項はなかった。
- H29 計画 → 追加すべき事項が発生した場合は協議する。

#### (ウ) 通年議会制度の実施

会期を基本的に 1 年 1 回（5 月～4 月）とする通年議会制度を導入します。

- H28 計画 → 継続。
- H28 評価 → 平成 28 年 5 月から平成 29 年 4 月までの間、定例会議を 19 日間、臨時会議を 2 日間にわたり開会し。通年議会が定着してきた。特に H28 年 8 月の台風災害後の議会における審議な機動的な対応ができた。各常任委員会の所管事務調査についても機動的に調査できた。
- H29 計画 → 継続。

## 4 町民本位の政策立案と提言

### (1) 政策形成サイクルの確立

#### (ア) 議員間の自由討議による合意形成

議会が「言論の府」であるとの原則から、各議員が自由に議員間討議を行うことにより議論を尽くし、議会として共通認識を高めます。

■H28 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行が必須である。また研修機会を通じて、ファシリテーション能力向上を図る必要がある。

■H28 評価 → 全員協議会での政策討論会は1度も開催できなかった。各委員会における政策形成サイクル抽出事業の調査がいまひとつ進まなかったことが挙げられる。各委員会のミーティングは積極的に活用された一方で、委員会での議員同士の質疑においては意見を述べ合う素地が出来つつあるものの、付託案件等以外については積極的な討議は多くなく、本会議では0回であった。また議会基本条例の自己評価でも低調な結果となった（A=5人、B=8人、C=3人）。

■H29 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は不可欠である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行を定型化する取り組みも必要である。引き続き研修機会を通じて、討議力とファシリテーション能力向上を図る必要がある。

#### (イ) 政策討論会の実施

全員協議会で、議員間討議による合意形成を実践する場として、特定のテーマについて議員間で自由に討議を行い、政策提案につなげます。

■H28 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は必須である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行が必須である。

■H28 評価 → 全員協議会での政策討論会は1度も開催できなかった。各委員会のミーティングは積極的に活用された一方で、委員会での議員同士の質疑においては意見を述べ合う素地が出来つつあるものの、付託案件等以外については積極的な討議は多くなく、本会議では0回であった。また議会基本条例の自己評価でも低い結果であった（A=3人、B=4人、C=5人、D=2人）。

■H29 計画 → 政策形成サイクルの実施には議員間討議は不可欠である。各常任委員会でも政策形成を意識し、テーマを定めて調査を進め、委員会ミーティングを経て常任委員会での実質討議への移行を定型化する取り組みも必要である。

#### (ウ) 専門的知見の活用

地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づき、必要があるときは専門的事項にかかる調査について、学識経験を有する者等に依頼するなど議会の審議に反映させます。また、包括的連協定を提携している北海道大学公共政策大学院などの協力を得ます。

■H28 計画 → 議会政策形成サイクルの導入等に伴い、専門的知見の活用の機会を図る必要がある。

■H28 評価 → 法に基づく専門的知見の活用はなかったが、北大公共政策大学院との包括連携協定、議会サポーター2氏から研修等を通じてアドバイスをいただいた。

■H29 計画 → 議会政策形成サイクルの実施等に伴い、必要に応じ専門的知見の活用の機会を図る必要がある。

### (2) 立法機能の充実・強化

#### (ア) 議員・委員会による条例提案の推進

議会の立法機能の充実を図るため、議員及び委員会による条例提案の推進に取り組みます。

■H28 計画 → 議員及び各常任委員会において、議会政策形成サイクルを実施する中で条例提案を図る。

■H28 評価 → 議員及び委員会提案による条例提案などは皆無であった。

■H29 計画 → 議員及び各常任委員会において、議会政策形成サイクルを実施する中で条例提案を図る。

## 5 議会力、議員力の強化

### (1) 議会機能の強化

#### (ア) 議員研修会の充実

議会として、議員の資質向上と政策立案能力の向上を図るため、議員研修計画を策定し、研修の充実強化を図ります。

■H28 計画 → 平成 28 年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し継続する。

■H28 評価 → 平成 28 年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し、議員会主催を含め 11 回開催した。全議員が研修要綱に基づきレポートを作成した。

■H29 計画 → 平成 29 年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し継続する。

### (イ) 議会費の確保

適正な議会活動を行うため、必要最低限の予算を確保します。

■H28 計画 → 議会費に対する地方交付税額は約 5 千万円であることなどを、町民に情報提供していく。

■H28 評価 → 議会費に対する地方交付税額相当額を情報提供しなかった。平成 28 年度は予算額 11,660,000 千円に対し 98,236 千円の計上で 0.84%となった。

■H29 計画 → 議会費に対する地方交付税額などを、町民に情報提供していく。

### (2) 議員の資質向上

#### (ア) 政務活動費の適正な執行と公開

政策立案・提言や調査、研究のための政務活動費の導入を検討します。

■H28 計画 → 引き続き調査していく。(具体的な検討は H29 から)

■H28 評価 → 検討しなかった。

■H29 計画 → 引き続き調査していく。(具体的な検討は H29 から)

#### (イ) 議会図書室の充実と有効活用

地方自治法第 100 条第 18 項の規定により、議員の調査研究に資するため、官報・公報・刊行物を保管するとともに、議員の政策形成及び立案能力向上のため、図書室の整備・充実に努めます。

■H28 計画 → 現在の蔵書の整理を行うとともに役場新庁舎建設を想定した機能整備について検討する。またタブレット導入に伴う電子図書機能の充実を図る。

■H28 評価 → タブレット端末導入によりクラウドシステムによる電子図書室の整備を行った。現在の蔵書の整理と役場新庁舎建設を想定した機能整備については検討に至っていない。

■H29 計画 → クラウドシステムによる電子図書室は引き続き整備・向上していく。現在の蔵書整理と議会ホームページでの公開を行う。新庁舎建設基本設計に向けて、議会図書室のあり方・機能整備の他、図書館等の連携・情報共有化についての検討を行う。

#### (ウ) 議員の政治倫理の確立

議員は、町民の代表者であることを自覚するとともに、その負託に応えるため、政治倫理条例を厳守します。

- H28 計画 → さらに厳守に向けて努力を継続する。
- H28 評価 → 政治倫理条例の自己評価では、順守したとの結果となった。
- H29 計画 → さらに厳守に向けて努力を継続する。

## 6 継続的な議会改革の推進

### (1) 議会のあり方調査研究

#### (ア) 議会モニターの設置(再掲)

継続的に議会改革を推進していくため、議会モニター(町民10人)を設置し、意見交換会等を行います。

- H28 計画 → H28.7月に新モニターを20人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。
- H28 評価 → 政策提案の助言などを目的に、議会モニターの定員を20人(1人欠員)に増やし委員を委嘱した(H28.7.15)。モニター会議を3回開催(うち1回は新庁舎建設基本計画に関するテーマに特化)、330項目の意見・提案を受けた。(H29.4.30現在)
- H29 計画 → H29.7月に新モニターを20人委嘱し、議会改革・活性化に向けた協議に加え、より政策的な意見聴取を行う必要がある。

#### (イ) 議会の制度検討

今後も想定される地方議会に関わる地方自治法の改正等に伴い、議会として改正を踏まえた上で、地方議会制度のあるべき姿について検討します。

- H28 計画 → 今後の改正に向けて備える。継続する。
- H28 評価 → 関連改正なく、特に取り組まなかった。
- H29 計画 → 今後の改正に向けて備える。継続する。

#### (ウ) 議会改革諮問会議(附属機関)の設置等(再掲)

町民5人による議会改革諮問会議を設置するとともに、専門的知見や公聴会制度の活用等により、議員定数及び議員報酬等のあり方について検討を行います。さらに広く町民の意見を聴取するなど、その公正性と透明性の確保に努めます。

■H28 計画 → 継続する。

■H28 評価 → 継続して議会改革諮問会議を設置し、5回の会議を行った。新たな諮問は行わず、議会活性化主要事業等のチェック、意見交換を行い、提言書を手交した（H29.3.3）。

■H29 計画 → 今後の改正に向けて備える。継続する。

## **(2) 事務局体制の充実・強化**

### **(ア) 事務局によるサポート体制の強化**

議会の補助・補佐機関として、議会事務局の調査、法務・財務機能の研修機会の創出などに努めるとともに、議会運営のサポート体制を強化します。

■H28 計画 → 議会事務局職員の研修計画を検討し、研修費を確保していく。→ 継続する。

■H28 評価 → 特に研修計画等を策定しなかったが、目標管理に基づき業務を遂行した。。

■H29 計画 → 議会事務局職員の研修計画を検討し、研修費を確保していく。→ 継続する。

## (4) H28 芽室町議会基本条例の実践評価

### (大項目 前文 第1章)

中項目	検討項目	実現方策等	
		H29 計画等	これまでの経緯と評価
前文	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H29 活性化計画策定と実行・評価</li> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 活性化計画策定と実行・評価を行った。</li> <li>・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。</li> </ul>
第1条 (目的)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニターアンケート実施の検討</li> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート実施は未検討に終わった。</li> <li>・ H26 総合計画アンケートに便乗調査。</li> <li>・ H26.10 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> </ul>
第2条 (基本理念)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート実施の検討</li> <li>・ 議会基本条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.10～H27.2 意見交換会 13 会場でアンケート調査を実施。</li> <li>・ H27.2 H26 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H27.3 H27 活性化計画の策定。</li> <li>・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞（対象：議会活性化計画・議員研修計画）</li> <li>・ H27.5 2014 年度議会改革度調査全国 1 位</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞（対象：議会政策形成サイクル・追跡調査システム構築等）</li> <li>・ H28.4 H27 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H28.5 H28 活性化計画の策定。</li> <li>・ H28.6 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> <li>・ H28.6 2015 年度議会改革度調査全国 1 位</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"><li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート</li><li>・ H29.3 H28 議会基本条例の自己評価を実施。</li><li>・ H29.4 H29 活性化計画の策定。</li></ul>
--	--	--	---

(大項目 第2章 議会・議員の活動原則と政治倫理)

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>会議の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会ホームページの充実・SNSの活用</li> <li>・アクセシビリティの導入(2年目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13.10 インターネットによる議会生中継・録画の実施(地域インターネット導入事業)。</li> <li>・H20.9 地方自治法の一部改正により議員協議会を正式な位置づけとする(芽室町議会会議規則改正)。</li> <li>・H22.11.12 確認。委員会全面公開(秘密会除く)の明確化。(H12.3 条例改正)。</li> <li>・H24.2.9 議員協議会・委員会インターネット中継導入決定。</li> <li>・H24.8.1 本会議場で委員会の中継試行開始。</li> <li>・H24.3 確認。議員協議会への議件のあり方を整理)。</li> <li>・H24.2.3 議運、H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運最終決定。議員協議会のインターネット中継導入についても積極的に検討することを決定。</li> <li>・H24.4.1 慣例となっていた議員協議会の議件「次年度各会計予算(案)説明」をH24から取り止める(今後の議員協議会の議件のあり方について整理を確認)。</li> <li>・H25.4.1 名称を全員協議会に改める。</li> <li>・H24.12 会議規則を廃止し会議条例を制定(H25.4.1 施行)。</li> <li>・会議運用例から会議運用規則へ(H25.4.1 施行)。</li> <li>・H25.5.28 議会公式フェイスブックを開設。</li> <li>・H25.8.1 委員会のインターネット中継を実施。</li> <li>・H25.12 第1委員会室のマイク交換。</li> <li>・H26.3.31 HP リニューアル(スマホ・タブレット対応化)。</li> <li>・H26.3.31 議会ホームページの一部CMS化。</li> </ul>
--------------------------	--------------	--	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158 件。</li> <li>・H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129)委員会 278 人(H24/247)全員協議会 27 人(H24/57)。</li> <li>・H26 傍聴者数 299 人、本会議 108、委員会 169 人、全員協議会 22 人。</li> <li>・H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308 件。</li> <li>・H27 傍聴者数 429 人、本会議 197 人 (H26/108)、委員会 218 人、全員協議会 14 人。</li> <li>・H27.7 本会議場中継システム (配信機器・音声機器等) の整備点検</li> <li>・H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983 件。</li> <li>・H28.5 本会議場中継システム (カメラ・音声連動型) の更新。</li> <li>・H28 傍聴者数●380 人、本会議 117 人 (H27/197)、委員会 242 人、全員協議会 21 人。</li> <li>・H28 インターネット中継・録画アクセス件数●●●●件。</li> </ul>
	<p>自由討議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議手法の実施・研究</li> <li>・各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.11.29 庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・H26.4.24 不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・H24 自由討議実績 27 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・H25 自由討議実績 11 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.7 各委員会でミーティングを導入。</li> </ul>
	町民に対する議決説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会広報・HP への掲載</li> <li>・ 報告会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.5 から議会だよりにより表決一覧表を掲載。</li> <li>・ H25 議会だより及び HP に掲載。</li> <li>・ H25、H26、H27、H28 議会だよりを通じて伝えたが、報告会は未開催。</li> </ul>
第3条 (議会の活動原則)	委員会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の議案提案の検討</li> <li>・ 政策形成サイクルの実行</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H11 委員会記録業務担当の明確化（副委員長から事務局へ）。</li> <li>・ H19.4.1 地方自治法の一部改正（H18. 6.7 制定）により委員会の議案提出権が認められる。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H24.11 議会研修会（会議進行能力）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H24.12 委員会条例を廃止し議会基本条例に吸収。</li> <li>・ H25 委員会の議案提案の実績なし。</li> <li>・ H25.2 議会研修会（会議進行能力）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP 掲載。</li> <li>・ H25.8 議会研修会（討議手法）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H26.7 各常任委員会でミーティングを導入。</li> <li>・ H26 政策形成サイクル抽出数</li> <li>・ H26.12 一般質問追跡調査システム導入。</li> <li>・ H27.3 本会議で 6 項目を決議、賛成多数で可決。</li> <li>・ H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 4、厚生文教委 4)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.12.24、H28.2.4 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言書</li> <li>・ H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会一致可決。</li> <li>・ H29.1.11 議会研修会（討議手法）を開催（岡山洋一講師）</li> </ul>
第3条 （議会の活動原則）	発言の明瞭化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な質疑の実施</li> <li>・ 議員会研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3 諸報告に対する質疑を廃止。</li> <li>・ H26.8 議会研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）。</li> <li>・ H27.2 議会研修会（討議）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H28.2 議会研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）。</li> <li>・ H28.11.21-22 議員研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）</li> </ul>
	委員会による町民との意見交換会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な質疑の実施</li> <li>・ 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の検討（重要案件）</li> <li>・ 世代別の意見交換会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 積極的な質疑の実施。</li> <li>・ H25.26 委員会による意見交換会の開催→実績なし</li> <li>・ H25 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（厚生2回、経済3回開催）。</li> <li>・ H26 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（経済委1回開催）。</li> <li>・ H26 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催（参加者295人）。</li> <li>・ H27 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催（参加者283人）。</li> <li>・ H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催）。</li> </ul>

第3条 (議会の活動原則)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28 町内小中学校PTA(6PTA)と意見交換会を開催(参加者100人)。</li> <li>・H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催)。</li> </ul>
	資料の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会広報・HPへの掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.3.31 議会だより・HPへの掲載。</li> </ul>
	委員長のリーダーシップの発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正・副委員長会議の必須化</li> <li>・各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 議会運営委員会で正・副会議を定例化。</li> <li>・H25.5 正・副委員長会議の必須化→委員会によって未徹底。</li> <li>・H25.5 委員長報告書の決裁の徹底(押印)。</li> <li>・H26.7 各委員会でミーティングを導入。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議手法の実施・研究</li> <li>・各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24 自由討議実績27回(本会議0回 総務7回 厚生7回 経済13回)。</li> <li>・H26.7 各委員会でミーティングを導入。</li> <li>・H29.3 ホワイトボードを導入しミーティングで活用。</li> </ul>
	会議(記)録の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の会議録処理能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H11 委員会記録業務担当の明確化(副委員長から事務局bへ)。</li> <li>・H12 録音機器活用の定着(録音機器2セット購入)。</li> <li>・H22.11.26 議運。議運での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運で協議する。その協議の結果、今期中に結論を出すこととなる。</li> <li>・H23 事務局にて議事録作成支援システムのデモンストレーションを実施するも精度に難があり、H24の予算化は見</li> </ul>

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>			<p>送り、継続調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23 録音機器 1 台が故障し、修理不可能となったため対処が必要となる。</li> <li>・ H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始 (H24.1.24 議員協議会、H24.2.15 議運決定、5~8 回議運で準備試行)。</li> <li>・ H25.5.1 委員長報告書の作成・決裁を徹底。</li> <li>・ H25.5.1 HP 上に会議録検索システムを導入。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP アップ開始。</li> <li>・ H24.1.30 慣例となっていた「所管に関する発言 (質疑) の自粛」について、議員協議会 (H24.1.24) で問題提起され自由討議を行い、議運で協議の結果、次のとおり改めて申し合わせる。</li> <li>・ H28.5.12 クラウドシステムとタブレット端末導入により介護録をクラウドに登録。</li> <li>・ H28.12 会議録作成支援システムの更新 (無償)。事務局使用の全 PC で利用可能となる。</li> </ul>
--------------------------	--	--	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会での発言</p>	<p>・ ルールの徹底・順守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「所管に関する発言（質疑）」については、委員会開催後に状況変化や進展することがあり、質疑できるものとする。しかし、あくまでも状況変化や進展があったものに限定するものである。</li> <li>・ H24.2.9 議員協議会、議運最終決定 H24.2.15。一般質問についても、「委員会設置条例」の主旨により、大綱的・政策的な内容に限るものとする。</li> <li>・ H25.4.12 議運決定。申し合わせ事項の「所管に関する発言（質疑）の自粛」について、議員協議会（H25.1.11）で再提起され議運（H25.4.12）で最終協議の結果、次のとおり改める。</li> <li>・ 会議における所管に関する発言（質疑）：「所管に関する発言（質疑）」については、次のとおり限定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 状況変化や進展が認められる内容。</li> <li>② 大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベル）であり、かつ執行機関の長に質すべき内容。</li> <li>③ 議長が許可する内容</li> </ul> </li> <li>・ 定例会における所管に関する発言（一般質問の通告内容 v 等）</li> <li>・ 「所管に関する発言（一般質問）」については、委員会が条例により設置されている主旨を踏まえ、次のとおり限定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大綱的・政策的な内容（総合計画上の政策・施策レベ</li> </ul> </li> </ul>
--------------------------	----------------	--------------------	---

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会での発言</p>	<p>・ ルールの徹底・順守</p>	<p>ル)</p> <p>②議長が許可する内容</p> <p>1 「申し合わせ」字句を削除の上、H25 議会活性化計画書に掲載する。</p> <p>2 議会運営委員会決定事項のため、議員は順守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.3 議運決定。「大綱的・政策的な内容に限定」の解釈・定義について、総合計画で位置づけるところの政策、施策レベルの論議が基本からとする。本会議での所管委員会に属する質疑の内容は、二元代表制の政治領域から、「執行機関の長」の所信を問う水準であることは当然とする。</li> <li>・ H26.8 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底周知。</li> <li>・ H28.1 「議員倫理の確立」を目的に、議員アンケートを実施し全員協議会で協議。</li> <li>・ H28.1 一般質問通告ルールについて、議長見解を示す。</li> </ul>
--------------------------	----------------	--------------------	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>積極的な事務調査の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進地事務調査の実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 総務（岩見沢・千歳）、経済（美瑛・滝川・富良野）、議運（白老・福島）。</li> <li>・ H25 総務委（栗山・長沼）、経済委川・標茶）、厚生委富良野・当別）、議運委津若松・飯田）庁舎特委（幕別・北広島）。</li> <li>・ H26 総務委（札幌・北大院）、経済委（石狩市・北大院）、厚生委（北広島市・芦別市）、議運委（流山市・逗子市）。</li> <li>・ H27 総務経済委（下川町）、厚生文教委（砂川市・奈井江町）、議運委（大津市・飯綱町）。</li> <li>・ H28 議運委（氷見、可児）、厚生文教委（知内、伊達）</li> </ul>
<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>常任委員会構成の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会での決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。総務、厚生、経済の3常任委員会とする。</li> <li>・ H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置、調査を行う。</li> <li>・ H22.1.25 決定委員会数を減らすことにより、1委員会当たりの調査事項等が増えることが懸念されることから、現行の3常任委員会とする。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H25 検討開始。</li> <li>・ H26.6.23 議会改革諮問会議が2常任委員会案を答申。</li> <li>・ H26.6.23 議運委が2常任委員会案を答申。</li> <li>・ H26.12.24 2常任委員会（総務経済・厚生文教）を議決。</li> <li>・ H27.5.9 2常任委員会制。</li> </ul>
	<p>委員の就任制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の就任の法的順守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12 町長が委嘱する審議会等委員への就任範囲を民生委</li> </ul>

第4条（委員会及び委員長の活動原則）			<p>員推薦会委員・都市計画審議会委員・土地開発公社役員・議会議員等弔慰審査委員・名誉町民審査委員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H17.2.21 極力議員の就任を減らすことで決定（土地開発公社役員 10人→8人、名誉町民審査委員 0人）</li> <li>・H20.10.27 土地開発公社役員辞職</li> <li>・H21.2.27 土地開発公社解散</li> <li>・H26.12.9 全員協議会で町審議会委員等報酬の重複受給について疑義の提起があり、H26.12.15 議運委において、調査・協議を行う。</li> <li>・H27.3.25 全ての審議会委員（都市計画審議会委員・民生委員推薦会委員）の就任を辞退すること、芽室町議会議員等弔慰規程の廃止を決議。</li> <li>・H27.6 本会議で条例改正（都市計画審議会委員）可決。</li> </ul>
	委員会での発言（質疑）の回数制限の見直し	・質疑の活発化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.2.9 議員協議会、議運決定 H24.2.15。会議規則に基づく本会議での質疑回数（3回）を委員会で摘要してきた経緯があったが、委員会における質疑回数（3回）を制限ないものとし、徹底した調査活動を行うこととする。</li> </ul>
	正・副委員長会議の開催	・正・副委員長会議の必須化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 議会運営委員会で正・副会議を定例化。</li> <li>・H25.5.1 正・副委員長会議の必須化。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13 決算審査の方法を全議員による特別委員会方式へ（議長・監査委員を除く）。</li> <li>・H22.11.26 議運委での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運</li> </ul>

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成サイクルの実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> </ul>	<p>で協議する。その協議の結果今期中に結論を出すこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.12.14 議運、H22.12.22 決定。議会運営委員会で改めて協議を行った結果、決算審査・予算審査に当たっては、従来どおりの質疑の確保を条件に審議を本会議で行う。</li> <li>・ H23.9 定例会から本会議方式移行。</li> <li>・ H23.9 定例会で決算書送付に問題があり、H24.3.定例会での予算書送付時の課題解決について、日程上で解決を図るよう決定。</li> <li>・ H24.3.5~7、H24 当初予算案について 3 常任委員会学習会（任意）を復活。</li> <li>・ H25. 7.24-26 議運先進地事務調査（会津若松・飯田）を実施し導入に向けて始動。</li> <li>・ H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120 人参加)。</li> <li>・ H25.9 決算審査特別委員会（H24 分）を復活。</li> <li>・ H25.12 議事堂傍聴席の椅子を交換（町民要望）。</li> <li>・ H26.3 予算審査特別委員会を復活。</li> <li>・ H26.4.16 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。</li> <li>・ H26.4.24 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。町に申入れ。</li> <li>・ H26.9 決算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。</li> </ul>
---------------------------	-------------------	---	--

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成サイクルの実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.9 一般質問後、各常任委員会で追加調査を選択。</li> <li>・ H27.3 予算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。</li> <li>・ H27.3.25 予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。</li> <li>・ H27.3.25 全員協議会で予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。特別会計・事業会計から審査決定。</li> <li>・ H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委4、厚生文教委4）。</li> <li>・ H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会一致可決。</li> <li>・ H28 政策形成サイクル抽出数（総務経済委3、厚生文教委5）。</li> </ul>
---------------------------	-------------------	---	--

<p>第5条 （議長及び議員の責務）</p>	<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4 議会基本条例の自己評価を初実施。</li> <li>・ H27.3 H26 関連条例の自己評価実施。</li> <li>・ H27.7.24 臨時会議で会議条例中の議員出席時の欠席届関連を加える改正案を議決。</li> <li>・ H28.4 H27 関連条例の自己評価実施。</li> <li>・ H29.3 H28 関連条例の自己評価実施。</li> </ul>
----------------------------	-----------	---	--

第6条 (議員の政治倫理)	議員の倫理	・政治倫理条例の自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.4 政治倫理条例の自己評価を初実施。</li> <li>・H27.3 H26 政治倫理条例の自己評価実施。</li> <li>・H28.4 H27 政治倫理条例の自己評価実施。</li> <li>・H29.3 H28 政治倫理条例の自己評価実施。</li> </ul>
	携帯電話の使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用禁止の徹底</li> <li>・情報端末（パソコン・タブレット等）の持込の再検討（ICT 関連）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12.9 議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用を禁止（会議規則及び傍聴規則改正）。</li> <li>・H22.11.12 決定。なお、議員については、各委員会において説明をし、携帯電話の扱いについての共通認識に立って、徹底を図る。また、傍聴人については、その場面で注意をす</li> <li>る。</li> <li>・H27.3 議会 ICT 計画で情報端末の持込を確認。</li> <li>・H27.5 から第1委員会室にプロジェクター、スクリーンを導入。</li> <li>・H28.5 タブレット端末を導入。議場・委員会室への持ち込み利用を開始。</li> </ul>
第6条 (議員の政治倫理)	クールビズの実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・H20 試行。6～9月までの間の本会議・各常任委員会及び議員協議会においてノーネクタイ、ノージャケット実施。</li> <li>・H22.11.12 議員協議会で協議。結論が出ず改めて議会運営委員会で協議し、6～9月に決定。</li> <li>・H23.6～9 本格実施。</li> </ul>
	パークゴルフの取扱	・パークゴルフ大会の取扱いの明確化（公務整理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12 各種パークゴルフ大会等参加は私的扱い（非公務）。議員会事業へ移行。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> </ul>

<p>第7条 (議員研修の充実強化)</p>	<p>議員研修の充実</p>	<p>・ 研修計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.6 要綱決定。研修計画を決定、補正予算議決(48万円)。</li> <li>・ H25.4 研修計画策定。</li> <li>・ H26.5 研修計画策定。</li> <li>・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞。</li> <li>・ H27.3 研修計画策定。</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞。</li> <li>・ H28.6 研修計画策定</li> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> </ul>
----------------------------	----------------	------------------	--

(大項目 第3章 町民と議会との関係)

<p>第8条 （町民参加及び町民との連携）</p>	<p>議会への町民参加の遂行</p>	<p>・ 議会への参加策の検討 研修・セミナー・フォーラムなどへの参加喚起</p>	<p>・ H25 研修会・セミナー・フォーラムへの参加喚起。 ・ H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120人参加)。 ・ H26.11、H27.2,1 議会フォーラムを開催（120人参加）。 ・ H26 議会報告と意見交換会を開催（4人参加）</p>
	<p>議会情報のPR</p>	<p>・ 議会だよりへの町民掲載</p>	<p>・ H22.11.12 確認。マスコミへの議会情報の積極的提供(委員会開催時、内容等)(H12から)。 ・ H24.6月号から議会まめ通信にモニター投稿文を掲載。 ・ H24.8月号から議会だよりに町民の声を掲載（顔写真）。 ・ H26.5月号から議会だよりにモニター投稿文・顔写真を掲載。 ・ H26 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。 ・ H27 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。 ・ H28 議会だよりに町民の声及びモニター19人の投稿文・顔写真を掲載。</p>
	<p>参考人制度、公聴会制度、専門的知見制度の活用</p>	<p>・ 活用の検討</p>	
	<p>提出者の招致（説明・質疑）</p>	<p>・ 活用の検討</p>	<p>・ H25 厚生常任委員会で4人（2回）を招致。 ・ H26 厚生常任委員会で4人（2回）を招致。</p>

<p>第8条 （町民参加及び町民との連携）</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 総務経済・厚生文教常任委で7人（4回）を招致。</li> <li>・ H28 総務経済・厚生文教常任委で7人（4回）を招致。</li> </ul>
	<p>議会報告と町民との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催</li> <li>・ 議会政策形成サイクルの推進</li> <li>・ 回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21.11 実施。なお、初年度は1回とし、次年度以降は、複数回実施（芽室町自治基本条例第25条第1項及び第2項を受け、H20 議会運営委員会において調査し決定する）。</li> <li>・ H22.6 か所で実施（市街地3か所、農村部3か所）。</li> <li>・ H22.5.24 決定。実施方法は、正副議長及び議運委員長を除いた議員を3班に分けて行うものとする。なお、正副議長及び議運の委員長は全ての班に同席する。</li> <li>・ H23 開催場所を変更。政策フローをもとに協議を開始。</li> <li>・ H24 議会報告会（町民との意見交換）の開催要項を定める。</li> <li>・ H24.2.18 議会報告と町民との意見交換Ⅱを開催。</li> <li>・ H25.10.11、H26.1.25 議会報告と町民との意見交換（市街地・農村地域7会場で開催）で各委員会の取組内容を報告。</li> <li>・ H26.1.25 議会フォーラムを開催(120人参加)。</li> <li>・ H26.11～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（295人参加）・H27.3.25 本会議で総括報告。</li> <li>・ H27.8 ホットボイス回答を3週間以内に決定。</li> <li>・ H27.10～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（283人参加）・H28.6 本会議で総括報告予定。</li> <li>・ H28.11～H28.12 6の小中学校 PTA と議会報告と意見交換会を開催（100人参加）・H29.6 本会議で総括報告予定。</li> </ul>

<p>第8条 （町民参加及び町民との連携）</p>	<p>団体との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報告と団体との意見交換会の実施</li> <li>・ 世代別の団体等との意見交換会の開催</li> <li>・ 回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23 議会運営委員会において、新たに「各種団体との意見交換会」の実施について議員協議会で確認し協議を開始する。</li> <li>・ H24 議会報告会（町民との意見交換）の開催要項を定める。</li> <li>・ H24 「各種団体との意見交換会」のPRを行う。対応委員会は議長決定とする。</li> <li>・ H24 議会報告と団体との意見交換会を8回実施（厚生3回、経済2回、総務3回実施）。</li> <li>・ H25 議会報告と団体との意見交換会を5回実施（厚生2回、経済3回実施）。</li> <li>・ H26 議会報告と団体との意見交換会を1回実施（経済1回実施）。</li> <li>・ H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催）。</li> <li>・ H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催）。</li> </ul>
	<p>議長と町民との懇談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長と町民との懇談のPR</li> <li>・ 子ども議会等の検討</li> <li>・ 回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民と議長（副議長）との懇談（H13から毎週第1火曜の午後）。</li> <li>・ H22.11.12 決定。町民と議長との懇談の機会を月1回から月2回（毎月1日と15日とする。土・日・祝祭日及び会議等に当たる場合は、翌日とする）とする）とする。</li> <li>・ H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運決定。実績を踏まえ、事前申し出により程調整の上実施するよう改正。議会日より及びまめ通信で周知する。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3 議長室開放事業を要綱化。</li> <li>・ H24.4.1 事前申込制実施。</li> <li>・ H25 1人（広報誌掲載なし）。</li> <li>・ H27.1 小中学生のための議会見学会を開催（5人参加）</li> <li>・ H28.8～H29.2 高校生との意見交換会を開催（30人参加）</li> </ul>
<b>第9条</b> <b>（議会広報の充実）</b>	<b>まめ通信の進化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だよりの編集力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 確認。「めむろ町議会まめ通信」（A4版）発行（H12から発行）。</li> <li>・ H24 に編集方針を改正。情報量を増やすなど紙面を充実。</li> <li>・ H24.5 編集体制・方針を改め議会まめ通信をリニューアルする。基本サイズを A3 両面印刷。</li> <li>・ H24.4 リニューアル。A3 版化改正。</li> <li>・ H25.3 月号で廃止し H25.4 から議会だよりを通年発行。</li> </ul>
	<b>議会だよりの充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だよりの編集力向上</li> <li>・ ホットボイス回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2 決定。現行どおり議会単独発行とし、議会だよりとまめ通信の内容の充実を検討し、町民に広く議会活動を周知する。</li> <li>・ H22.12.22 決定。議会だよりの編集作業は、議会運営委員会が行っているが、議会の情報公開の観点から特別委員会を設けて編集にあたるのが本来望ましいと考える。しかし、早急に結論を出すことが難しいので、H23.5 月号まで現状の方法で発行し、以後については、次期の議会運営委員会で検討する。</li> <li>・ H22.12.22 広報広聴特別委員会設置について協議する。編集会議・編集（事務局）・発行責任分担を明確にする。</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 議会だより・まめ通信を抜本的に見直し、より情報共有化を目指し発行する。</li> <li>・ H24.11 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞（通年発行）。</li> <li>・ H25.4 から議会だよりを通年発行。</li> <li>・ H25.6.5 第33回北海道町村議会議長会コンクール入選。</li> <li>・ H26.11 ホットボイス回答期限を決定（2週間以内）。</li> <li>・ H26 ホットボイス回答件数 16 件。</li> <li>・ H26 発行ページ数 124 ページ。</li> <li>・ H27 発行ページ数 124 ページ。</li> <li>・ H27 ホットボイス回答件数 6 件。</li> <li>・ H28 発行ページ数 112 ページ。</li> <li>・ H28 ホットボイス回答件数 17 件。</li> </ul>
	<p>議会モニター制の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニター意見の反映等</li> <li>・ 議会モニター意見を議会だよりに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23.10 モニター制度実施を決定。</li> <li>・ H24.3 議会モニター10人を決定。</li> <li>・ H24.4 議会モニター制度実施。</li> <li>・ H25.4 議会モニター10人を決定。会議を3回開催（38項目意見・提案）。</li> <li>・ H26.4 議会モニター10人を決定（5人継続）。会議を3回開催（76項目）。</li> <li>・ H27.2 H27 議会モニターの任期を（7～6月）に変更決定。</li> <li>・ H27.7 定員を20人に変更。</li> <li>・ H28.7 H28 議会モニター20人を決定。会議を3回開催（●</li> </ul>

第9条 (議会広報の充実)			項目)
	議会 ICT の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブレット導入</li> <li>・ HP にアクセシビリティ導入</li> <li>・ SNS 活用による意見聴取</li> <li>・ モニター・スクリーンの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H13 事務局内に FAX 設置。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H23 から PC メールでの文書通知を開始 (4 議員)。</li> <li>・ H25.5.1 委員会報告書のホームページ公表。</li> <li>・ H25.5.28 公式フェイスブック開設</li> <li>・ H25.8.1 第 1 委員会室のカメラ設置、中継・録画配信開始。</li> <li>・ H25.10 議員会で ICT アンケートを実施。</li> <li>・ H25.10.29 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・ H26.3.31 議会ホームページのリニューアル (スマホ・タブレット対応化)。</li> <li>・ H26.3.31 議会ホームページの一部 CMS 化。</li> <li>・ H26.7.13 ライン開設。</li> <li>・ H26.8.16 ツイッター開設。</li> <li>・ H26.11.議会 ICT 計画を策定 (H28 タブレット導入決定)</li> <li>・ H26.10.20 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・ H27.8.ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・ H27.11.ICT 推進計画策定を全員協議会で決定。</li> <li>・ H28.5 タブレット端末 23 台を導入。</li> <li>・ H28.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3 年事業)。</li> <li>・ H28.6 議会中継カメラ・連動型マイク更新。</li> <li>・ H29.3 ロールタイプホワイトボードを購入。</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>会議(記)録の充実</p>	<p>・会議録記録の充実化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H11 委員会記録業務担当の明確化(副委員長から事務局へ)。</li> <li>・録音施設活用の定着(H12-録音機器2セット購入)。</li> <li>・事務局にて議事録作成支援システムのデモストレーションを実施するも精度に難があり、H24の予算化は見送るが継続調査する。</li> <li>・H23 途中で録音機器1台が故障し、修理不可能。</li> <li>・H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始する。</li> <li>・H23.6.1 議会運営委員会協議内容を議員に伝達。</li> <li>・H25.5.1 会議記録をHPにアップ。</li> <li>・H28.5 会議記録をクラウド本棚にアップ。</li> </ul>
	<p>インターネット中継の配信</p>	<p>・中継の配信率(100%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13.10 インターネットによる議会生中継の実施(地域インターネット導入事業)。</li> <li>・H24.2.15 議運決定、H24.2.9 議員協議会決定。委員会のインターネット中継導入についても積極的に検討する。</li> <li>・H24.8.1 議事堂のカメラを使用し委員会のインターネット中継を配信。</li> <li>・H25.8.1 第1委員会に動画カメラ設置、インターネット中継・動画配信を開始。</li> <li>・H25 本会議で1日、委員会で3回程度機器に不備があり、点検・修理。</li> <li>・H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158件。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308 件。</li> <li>・ H27 本会議で 1 日、機器に不備があり点検・対応。</li> <li>・ H27 休憩中に風景写真・音楽を配信。</li> <li>・ H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983 件。</li> <li>・ H28 インターネット中継・録画アクセス件数●●●件。</li> </ul>
第 10 条 (議会白書、議会の自己評価)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会自己評価の実施</li> <li>・ 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価の実施とホームページ・広報誌への掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.5 議会基本条例の自己評価の初実施。</li> <li>・ H26.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を初実施し HP に公開。</li> <li>・ H27.4 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> <li>・ H28.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> </ul>
	議会白書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会白書作成とホームページ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H25 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H26 議会白書（任期）の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H27 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H28 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> </ul>
	議会自己評価の実施と公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連条例の自己評価・活性化計画評価と公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H25 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H26 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画</li> </ul>

			の評価と公表 ・H27 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画 の評価と公表 ・H28 自治基本条例（議会項目）・議会基本条例・活性化計画 の評価と公表
--	--	--	--

(大項目 第4章 町長と議会との関係)

<b>第11条</b> (町長等と議会、議員との関係)	一般質問		
	反問権・反論権		<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26.3 定例会議において町長が反論権を行使（全国初）。</li> <li>・H26.3 町長からの感謝状辞退を決定。</li> <li>・H27.10 町長再議請求（消防団条例否決）</li> </ul>
<b>第12条</b> (政策形成過程等)	政策提案の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会での実施</li> <li>・委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・議会政策形成サイクルの実施</li> <li>・一般質問制限時間の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 議会政策形成サイクルの検討（議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25）を参考に実施。</li> <li>・H25.11.29 庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・H26.4.24 不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・H26 各委員会で始動し、H27.3.25 政策提案（6項目）を決議（総務委3、厚生委1、経済委1、議運委1）。</li> <li>・H27.12 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言。</li> <li>・H28.2 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言</li> <li>・H29.4 地域生活支援事業に対する提言、町民プール維持管理事業に対する提言</li> </ul>
	論点・争点の明確化		

<b>第 13 条</b> (評価の実施)	政策形成サイクルの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各常任委員会での実践</li> <li>・ 委員会及び本会議において、第 1 項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・ 議会政策形成サイクルの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 議会政策形成サイクルの検討（議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25）を参考に実施。各委員会で始動。</li> <li>・ H27.3.25 政策提案（6 項目）を決議（総務委 3、厚生委 1、経済委 1、議運委 1）</li> <li>・ H27 各常任委員会に通知するも積極的な調査はない。</li> </ul>
	提言内容の反映の調査		
<b>第 14 条</b> (議決事項の拡大)	議決事項の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 自治基本条例(第 23 条第 2 項)及び地方自治法(第 96 条第 2 項)を受け、議会の議決権（議決事項）の拡大について調査検討。地方自治法の改正案が審議中で、第 2 条第 4 項が削除（市町村の基本構想の議決規定の削除）される見込み。このことから協議の結果、「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることが必要と議会運営委員会で結論。開催の議員協議会で全議員に説明をするが意見が分かれ、議運に戻された。</li> <li>・ H23.3 議会運営委員会として改めて協議を行った結果、「当初、議会運営委員会として結論づけたとおり制定することが望ましい」との意見から「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることとし(H22.12.22 決定)、議会で総合計画の実施計画を議決要件とすることを議決。</li> <li>・ H23 議会運営委員会で、さらなる議会の議決事項の拡大について調査検討。</li> <li>・ H23.11.29 第 4 期総合計画後期計画策定の手順及び実施計</li> </ul>

第14条 (議決事項の拡大)			<p>画議決について、議員協議会で協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる議決事項拡大については各常任委員会で検討する。</li> <li>・H24.12 議決すべき事件を定める条例、定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止し、議会基本条例に吸収(H25.4.1 施行)。</li> <li>・H26.6 役場庁舎建設に関する調査特別委員会を設置。</li> <li>・H26.12 定例会議において、役場庁舎建設基本計画を議決事項に追加議決(議会基本条例一部改正)。</li> <li>・H27.3 定例会議において、都市計画マスタープランを議決事項に追加提案。</li> </ul>
	実行計画の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行計画の調査・政策提言</li> <li>・実行計画事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> <li>・委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・議会政策形成サイクルの実施</li> <li>・一般質問制限時間の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.12 第4期総計後期実施計画提案について連合審査、総務常任委員会付託(連合審査会)によりH24.12.定例会で議決。</li> <li>・H26.12.24 町議会の議決により指定された町長の専決処分事項を改正議決。</li> <li>・H26.6.17 実行計画の議員配付確定(議運正副委員長、副町長確認事項)。</li> <li>・H27.6 各委員会で実行計画調査。</li> <li>・H27.12 総合計画条例を全会一致で可決。</li> <li>・H28.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。</li> </ul>
第15条	文書質問の実施	・文書質問制度の実施	・H24.12~H25.3 文書質問制度試行。

(文書質問)		・ 文書質問の喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.1 文書質問制度実施。</li> <li>・ H25 実績 0 件。</li> <li>・ H26.7 実績 1 件。</li> <li>・ H27 実績 0 件。</li> <li>・ H28 実績 1 件。</li> </ul>
	文書質問の公表	・ 文書質問の公表	・ H26.7 議会だより、HP 公表。

(大項目 第5章 議員相互の討議)

第16条 (自由討議による合意形成)	議員間の自由討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各委員会において自由討議を積極的に行う</li> <li>・ 論点・争点の明確化と広報への掲載</li> <li>・ 各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 自由討議実績 27 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・ H25 自由討議実績 11 回 (本会議 0 回 総務 7 回 厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・ H26.12.各委員会でミーティングを開始。</li> </ul>
	委員外議員発言の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員外議員発言の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 3 件 (厚生常任委員会)</li> <li>・ H27 3 件 (議会運営委員会)</li> <li>・ H28 1 件 (議会運営委員会)</li> </ul>
	第16条 (自由討議による合意形成)	議員間の自由討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由討議の活発化・研究</li> <li>・ 執行機関等への提言</li> <li>・ 各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議を必ず各委員会で行う。常任委員長の自由討議の手法技術を高める必要がある。</li> <li>・H12.3 会議規則改正。</li> <li>・H26.12.各委員会でミーティングを開始。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12 地方分権一括法成立に伴い、議員の議案提案権を議員の 1/8 から 1/12 へ改正。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H24.1 から委員会・議員協議会での新・自由討議を実施し、論点・争点を明確にする。</li> <li>・H24.11.30 議員会と協力し研修会開催。</li> <li>・H24 自由討議実績 27 回（本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回）。</li> <li>・H25 自由討議実績 11 回（本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回）。</li> <li>・H26.12.各委員会でミーティングを開始。</li> </ul>
<p><b>第 17 条</b> （議員政策討論会の実施）</p>	<p>政策討論会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策討論会の実施</li> <li>・各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.9.25 第 1 回政策討論会を実施。</li> <li>・H26 政策討論会を 4 回開催。</li> <li>・H27 政策討論会を 6 回開催。</li> <li>・H28 政策討論会開催は 0 回。</li> </ul>

(大項目 第6章 適正な議会機能)

第18条 (適正な議会費の確立)	適正な議会費の計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長交際費・議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等で公表</li> <li>・一定の標準率の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H17.2.21 決定。(社会通念上、必要最小限の交際範囲、金額とする。)</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H20.10.31 議運決定。</li> <li>・H20 実施。議長交際費の執行状況を公表(めむろ町議会まめ通信及び議会のホームページ)する。</li> <li>・H25 実行計画及び予算時の公表</li> <li>・H25 から議長交際費・議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等で公表(上・下半期ごと)。</li> </ul>
	議会費の実行計画と予算化		
	議会費の公開		
第19条 (議長・副議長志願者の所信表明)	正・副議長の立候補制の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副議長マニフェスト計画化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.5 初議会で正副議長選挙立候補制導入。</li> </ul>
第20条 (附属機関の設置)	附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革諮問会議の設置・諮問答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.6 議会改革諮問会議委員5人を委嘱。</li> <li>・H25.5.2 議会改革諮問会議(第1期)を設置。</li> <li>・H26.6.23 計8回の開催を経て議長へ答申書(6項目)手交。</li> <li>・H27.7.2 議会改革諮問会議(第1期)を設置。</li> <li>・H27.11 議長へ答申書(2項目)手交。</li> <li>・H28.2 議長へ答申書(5項目)手交。</li> <li>・H29.3 議長へ提言書(4項目)手交。</li> </ul>
	附属機関制度の推進		
	専門的事項に係る調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知見の活用検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H19.2 決定。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定)により、</li> </ul>

<p>第21条 (調査機関の設置)</p>			<p>学識経験を有する者に議案の審査又は行政事務に関する調査を依頼することが可能となったが、協議の結果、見送ることとなる。今後の調査・研究課題として次期に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者の助言について検討する。</li> <li>・H22.11.12開催。議員協議会において、差し戻され、議会運営委員会として改めて協議を行った結果、次のとおり文言を整理する。</li> <li>・H22.12.22決定。専門的事項の調査依頼については、地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼をすることができるようになったが、当議会としては、「必要に応じて調査の依頼」を行うものとする。</li> <li>・専門的事項の調査依頼については、H18の地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼することができるようになったが、協議においては、「必要になったときに協議をする」としていたが、H22.11.12開催の議員協議会で出された意見は、難しい問題も出てくることが予想されるので今後も継続して協議としてはどうかとの意見が出された。議会運営委員会としての協議結果は、委員からは即対応できる文言にしてはとの意見が出され、文言(案)が出されてから協議する。</li> </ul>
	専門的知見制度の活用	・専門的知見制の活用検討	
	北大公共政策大学院との包括連携協定	・包括連携協定事業計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.6北大公共政策大学院包括連携協定。</li> <li>・H24連携事業計画策定。</li> </ul>

第21条 (調査機関の設置)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.6 連携事業計画策定。</li> <li>・ H26.6 連携事業計画策定。</li> <li>・ H27.6 更新。連携事業計画策定。</li> </ul>
	議会サポーター制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的知見の活用</li> <li>・ 議会サポーターの更新・追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.10 決定議会サポーター制度（町民及び研究者）を導入し、住民参加と第三者機関の導入により改革や活性化を図る（町民意見交換会で提案を受ける）。</li> <li>・ H24.3.26 議運、H24.4.2 議員協議会決定。議会サポーター5人を決定。</li> <li>・ H24.4.1 議会サポーター制度を導入（会議を3回開催）。</li> <li>・ H26.4.1 石井吉春・若生幸也氏を議会サポーターに追加。</li> <li>・ H28.7.19 土山希美枝氏を議会サポーターに追加。</li> </ul>
第22条 (事務局の体制整備)	事務局の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局職員の研修強化</li> <li>・ 事務局職員人事の協議</li> <li>・ 執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局設置条例を廃止し議会基本条例に統合（H25.4.1施行）。</li> <li>・ H22.11.12 決定。事務局体制については、現行の職員体制の中で議会としての機能を発揮できるよう努めるが、更に議会の持つ機能を発揮できるよう正職員4人を要望していく。</li> </ul>
	執行機関の法務・財務の協力要請		
	事務局職員の人事		
第23条 (議会図書室の充実)	議会図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会図書室の整備計画策定・実行計画・予算化</li> <li>・ 執行機関等への要請・調整</li> <li>・ 議会図書室情報の広報誌及びHP掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.3 神原サポーターから蔵書寄贈される。</li> <li>・ H27 継続検討。議会諮問会議・議運委が答申。</li> <li>・ H28.5 クラウド本棚導入により電子図書室化を実施。</li> </ul>
	議会図書室の周知・広報		
第24条 (議会改革・活性化)	議会活性化計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会活性化計画の策定・実行・評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 から議会活性化計画の策定・実行・評価。</li> <li>・ H26.10H26 活性化策 19 項目の検討を決定。</li> </ul>

の推進)		・自治法改正等の学習会・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> </ul>
	議会間の交流	・研修の案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.7 広尾町議会との交流会開催（議員会）</li> <li>・ H25 から研修会を管内議会に参加案内。</li> </ul>
	議会制度改正の調査・研究	・全員協議会での周知、調査、協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.8 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（芽室町で）。</li> <li>・ H27.5 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（揖斐川町で）。</li> <li>・ H28.6.24 幕別町議会議運委と意見交換（芽室町で）</li> <li>・ H28.12.26 浦幌町議会議運委と意見交換（芽室町で）</li> </ul>

(大項目 第7章 議会の運営)

<p>第25条 (災害時の対応)</p>	<p>災害時における業務の継続</p>	<p>・災害時の議会対策本部設置の検討</p>	<p>・H28.9.1 議会 BCP 計画に則り議会災害対策会議設置。 ・H28.12.21 災害時対応に関する申入れ。</p>
<p>第26条 (通年議会)</p>	<p>通年議会の実施</p>	<p>・通年議会の遂行</p>	<p>・通年議会の導入について検討を開始する（町民意見交換会で提案を受ける）。 ・H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。 ・H24中に研究（研修・調査等）し、方針を決定する。 →H24.3.30 第10回議運で議長諮問。 ・H25.3 定例会提案予定（H25.5 施行予定）会期を5～4月に設定。 ・H25.5.1 通年議会開始。 ・H26.5.1 通年議会開会。 ・H27.5.8 通年議会開会。 ・H28.5.9 通年議会開会。</p>
	<p>夜間・休日議会の検討</p>	<p>・夜間・休議会の再検討</p>	<p>・H14.5 夜間、休等における議会開催（インターネットによる議会中継の開始及び実施後の継続性の難しさ等から判断し、取り組まないことに決定）。 ・H22.11.12 確認。</p>
	<p>総括</p>	<p>・議会運営委員会の協議の活性化</p>	<p>・H24.12 会議規則を廃止し、会議条例を制定（H25.4.1 施行）。</p>

<b>第27条</b> <b>(議会運営の原則)</b>			会議運用例から会議運用規則へ (H25.4.1 施行)。 ・ H26.7 議運委ミーティングを開始。
		・ 傍聴者増加への取り組み	・ H25.5.1 傍聴者への会議を休憩する場合の説明の実施。 ・ H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129) 委員会 278 人(H24/247) 全員協議会 27 人(H24/57)。 ・ H26 傍聴者数 299 人。 ・ H27 傍聴者数 429 人。 ・ H28 傍聴者数 380 人。
	傍聴意欲の向上	・ 傍聴条例の施行	・ H25.6.1 議会 HP、SNS への掲載。
	傍聴者への対応向上	・ 会議の定刻開催の徹底 ・ 休憩、再開時間の説明の徹底	・ H24.3 定例会から配付。議会傍聴者用案内パンフレットを作成。 ・ H24.3 傍聴感想など協力要請し、議会運営に活用することを決定。 ・ H25.12 傍聴固定席を撤去し、移動椅子を搬入 (町民意見の反映)。 ・ H27.3.25 議会運営委員会でアンケート案 ・ H27.5.2 傍聴者アンケート実施 ・ H28.5.9 傍聴者アンケート実施。 ・ H28.6 傍聴人受付簿の改正 (一覧方式→個別投函方式)

(大項目 第8章 議員定数・報酬等)

<p>第28条 (議員定数)</p>	<p>議員定数の検討</p>	<p>・全員協議会での協議・決定 (H26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H19.2 決定。地方自治法の一部改正 (H18.6.7 制定) により、委員の重複が認められたが、協議の結果、議員定数(18人)の関係から重複はしないことに決定。</li> <li>・ H22.11.12 確認。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う。</li> <li>・ H20.6.23 設置。</li> </ul>
	<p>常任委員会委員の重複所属</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.1.25 決定。H22.11.12 確認。法改正により重複ができることになったが、重複をすることで調査範囲が広がることから、現状のとおりとする。</li> <li>・ H26.11 全員協議会で 2 委員会にすることで決定 (総務経済・厚生文教常任委員会)</li> </ul>
	<p>議員定数の見直し</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H14.9 議決。条例制定 22 人→18 人。</li> <li>・ H17.2.21 決定。議員定数条例等審査特別委員会 (10 人) を設置し協議。現行の 18 人とする。</li> <li>・ H18.9.12 議員定数 5 人削減の陳情 (町民 5 人) を協議。</li> <li>・ H18.12.8 議会否決。以降、議員定数についての協議を行う。</li> <li>・ H19.2 協議。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定) により委員の重複協議に伴い議員定数を協議現行の 18 人とする。</li> <li>・ H20.6.23 設置。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し調査を行う。</li> <li>・ H22.1.25 決定。3 常任委員会を維持するには、現状の 18 人が必要。また、現行でも 5 人の委員会があるが問題もなく</li> </ul>

<p>第29条 (議員報酬)</p>			<p>機能していることから、2減の16人でも良いとの意見が出され、結果16人となる(H22.3.11以後に告示される町議会議員の一般選挙から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H24 定数16人及び3委員会構成については、H23選挙後、間もないため、検証までには時間を要する。前期2年間の評価についてはH25に検証し、後期2年間とH27選挙後について議論を行うものとする。</li> <li>・H25.3 議員定数条例を廃止し、議会基本条例に吸収(H25.4.1 施行)。</li> <li>・H26.6 議会改革諮問会議が定数維持を答申。</li> <li>・H26.11 全員協議会で定数維持を決定。</li> </ul>
	<p>適正な議員報酬等の検討</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12.3 条例改正。任期途中辞任及び役職交代の際の月額報酬は、日割支給。</li> <li>・H17・18年度限り(20%程度年間報酬削減)。</li> <li>・H17.2.2 決定月額報酬を10%削減する。期末手当の支給率を300/100とする。役職加算は廃止(H17)する。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H19.4.1 実施。H17、18の2年に限り(時限立法)削減したものをH19から本実施(議長の諮問に対し協議)。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う。</li> </ul>

<p>第29条 (議員報酬)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.1.25 決定。幅広い職層や年齢層に人材を求めるための環境整備、また若い世代にも議員として立候補しやすい環境整備のため、現状の議員報酬の維持が必要。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が議員報酬額引き上げを答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が議員報酬額引き上げを答申。</li> <li>・ H26.12 定例会議で議員報酬額引き上げを議決。</li> <li>・ H27.5 改正議員報酬支給。</li> </ul>
	<p>期末手当の見直し</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬・期末手当の見直しについては、H24 議会活性化計画で議論する(町民意見交換会で提案を受ける)。報酬は、議員定数削減議論及び報酬削減議論の経過を踏まえ、ゼロベースから歳費積算により改正を図る(参考:福島町議会)。ただし通年議会など含めて協議する。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が期末手当廃止を答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が期末手当廃止を答申。</li> <li>・ H26.12 定例会議で期末手当支給率を議決。</li> <li>・ H28.5 改正期末手当支給(4.1)。</li> </ul>
	<p>政務活動費の検討</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。研修のあり方全般から協議を開始する。個々の議員活動においても調査は可能であり、導入を見送る。</li> <li>・ H22.11.12 決定。財政的な問題はあるが、門戸を閉ざすのはどうかとしてH15の議論を踏まえ海外派遣事業の是非について協議を行うこととする。</li> </ul>

第29条 (議員報酬)	政務活動費の検討	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。現行どおりとし、議員研修の充実等により議会の持つ機能が十二分に発揮できるように努める。</li> <li>・ H22.11.12 確認。現状を考えると導入するには、まだ議論が必要。</li> <li>・ H25.11 議運先進地事務調査（鹿迫町議会）。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が政務活動費見送りを答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が政務活動費見送りを答申。</li> <li>・ H26.11 全員協議会で政務活動費見送りを決定。</li> </ul>
	旅費支給の見直し	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12.3 町内及び帯広市内の日当廃止（議会条例改正－町職員旅費改正に準じ改正）。</li> <li>・ H14.9 費用弁償1級（特別職等）から2級（一般職等）に議会で条例改正。</li> <li>・ H15.4.1 施行。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> </ul>

(大項目 第9章 最高規範性及び見直し手続き)

第30条 (最高規範性)	条例の最高規範の順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 関連条例の評価・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 決定。芽室町として、議会基本条例の必要性の是非についての議論は、簡単に結論を出すということにはならないものと考えることから、H23の改選後から検討期間を2年としてH25までに議論を行う。</li> <li>・ H24.7 議会活性化の進捗状況や町民意見交換会を踏まえ、議員の意識を共有化する。</li> </ul>
-----------------	------------	--	--

<p>第30条 (最高規範性)</p>	<p>条例の最高規範の順守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。</li> <li>・ H24.6.26 議長に答申。</li> <li>・ H25.3 定例会で提案し全会一致で議決(H25.4.1 施行予定)</li> <li>・ H26.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)</li> <li>・ H27.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)</li> <li>・ H28.3.24 議会基本条例改正案可決(議会災害時対応)。</li> <li>・ H28.5 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)。</li> </ul>
<p>第31条 (検証・見直し手続き)</p>	<p>総括(条例の達成評価と公表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表・町民意見聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 活性化計画策定と実行・評価を実施、HP公表。</li> <li>・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。</li> <li>・ アンケート実施は未検討に終わった。</li> <li>・ H27.2 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞(議会活性化計画・議員研修計画)</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H28.4 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> </ul>
	<p>条例の改善の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表</li> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検証・町民意見聴取(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議は答申見送り。</li> <li>・ H26.11 議運委で一部改正案を答申。</li> <li>・ H26.12 議会基本条例の一部改正案を議決。(2委員会、議決権拡大)</li> </ul>

第31条 (検証・見直し手続き)		・条例の改善の随時協議と年度末協議	・H28.3 議会基本条例の一部改正案を議決（議会の災害時対応）。
	条例改正の説明責任	・条例改正の広報掲載	・H26.12 議会基本条例の一部改正の議決結果を議会だより掲載（2委員会、議決権拡大）。 ・H28.3.4.議会基本条例の一部改正案（議会の災害時対応）を議会だより及びホームページに掲載（パブリックコメント実施）

## 2. 芽室町議会基本条例（平成28年度活動分）議員自己評価

評価基準：
<p>A = おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。</p> <p>B = 取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。</p> <p>C = 取り組もうとしているが、達成しているとはいえない。</p> <p>D = 取り組んでいるとはいえない。</p> <p>E = その他（不明・回答不可など）</p> <p>— = 表記なし</p>
自由表記：

### 前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ適度な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

・ 議会は、前文のとおり活動したと考えるか。

**H28** 

A=14人（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=2人（正村、吉田）

- ・ 町民への情報公開、議会の透明性の確保を常に意識する。
- ・ 必要に応じ参考人の【知恵を借り議会のレベルを上げるべき】。

・ あなたは、前文のとおり活動したか。

**H28** 

A=12人（常通、広瀬、寺町、正村、青木、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺）

- ・ 申入れを行い、既に回答を得ている。今後もルールに則った議会運営がされるように注意していく。

B=3人（梶澤、中村、吉田）

- ・自己研鑽に努め、自由闊達な討議を深める。
- ・日常の自己研鑽について不足している。
- ・調査機能を十分発揮できていない。

C=1人(西尾)

- ・本会議は別としても、特別委員会、常任委員会に監査日程重複が多く、監査を優先したため。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

- ・議会は、条例の目的を果たしたか／・条例をもとに活動したかなど

H28 ↑

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(立川)

- ・物事の判断基準においては、常に基本条例を念頭に考える癖をつけていくと、もう少し様々な事がシンプルで明確に判断・行動できたと考えます。

(基本理念)

**第2条** 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

- ・議会は、基本理念を守ったか／・大局的な視点から意思決定し真の地方自治の実現に取り組んだかなど

H28 ↑

A=14人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=2人(寺町、立川)

- ・大局的な視点からの取り組みが足りない。
- ・議員間の討論が足りないまま、各議員の判断で決定してしまう事項もあった。持論の展開から、他者の意見を聞きさらに論点を深める過程を経られるとより議会としての決定が強いものになると考える。それには、執行機関との調整やスケジュール管理も重要で、議会と事務局との更なる連携が必要と考える。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

- ・議会は、これらの機関としての責任を果たしたとか。

H28 ↑

A=13人(常通、広瀬、寺町、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

B=3人(正村、梶澤、吉田)

- ・委員会の調査が不足している。

- ・スケジュール管理を徹底し提言まで結びつける。
- ・議員間討議と徹底した質疑。分からないことをうやむやにしない。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

- ・議会は、議事機関としての責任を果たしたか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

B=1人(吉田)

- ・議員間討議と徹底した討議。分からないことをうやむやにしない。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

- ・議会は、これらのことを目的に議会力・議員力を強化したか。

H28 

A=13人(常通、広瀬、寺町、正村、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田)

B=3人(梶澤、立川、西尾)

- ・議員力は個々で強化されてきたが、議会力に繋がっていない。ミーティングの強化必要。
- ・芽室町議会の二本柱は住民参加と情報公開である事を今後も念頭におき、まずは住民参加による意見の収集、その民意にも基づき、町の事務事業調査や、よりよい政策づくりに取り組む事を全員の共通認識として再確認し取り組みたい。
- ・議会力、議員力の研修での向上について、現実はなかなか強化したとは言えない。

## 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

- ・議会は、議事機関として町政の重要事項について意思決定したか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(立川)

- ・もっと議員間での討論を交わし、個々の意見から議会としての意見にまとめる過程があると、より深みのある議会としての決定を下せると考える。

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

・議会は、これらをもとに監視し、けん制したか。

H28 ↑

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

B=1人(吉田)

・監査的視点での質疑が少なすぎる。

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

・議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。

H28 →

A=5人(常通、寺町、青木、梅津、柴田)

B=8人(広瀬、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、渡辺、西尾)

・前進はしているが意見集約まで至っていない。議員間の信頼関係の構築に努める。

・自由闊達な討議をさらに深めたい。

・自由討議の充実。

・実践的な研修や勉強会の実施。

・討議する機会と時間を増やすこと。

・ミーティングを活用した議員間の自由討議は前年に比べると進んだと思うが、委員会内での自由討議についてはそれぞれの意見表明にとどまっている点は否めないため、さらに踏み込んだ討議が必要と考える。

・議員相互間の自由闊達な討議により意見集約はもう少し不足している。

C=3人(正村、立川、吉田)

・自由討議はまだ改善の余地がある。

・まずは、委員会調査の場において、質疑後の自由討議を欠かさず行い、その日の論点や課題を共通認識していく癖をつけていくと良いと考える。いずれは、本会議場でも自由討議を行う事を目標に取り組みたい。

・毎回3、4人が反対するぐらいがちょうど良い。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

・議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。

H28 ↑

A=14人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(立川、吉田)

・議会だより以外にも、SNSではリアルタイムに議会の情報を議会の立場で詳細に発信していくと良いと考える。

- ・議員間討議と徹底した質疑。分からないことをうやむやにしない。

(委員会及び委員長の活動原則)

第4条 芽室町議会委員会条例（昭和62年芽室町条例第2号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

- ・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。

委員会評価

所管 〇

総務経済委

H28=A ↓

A=7人（広瀬、寺町、梶澤、梅津、中野、柴田、西尾）

C=1人（正村）

- ・審査や調査は必ず公開して行う。

厚生文教委

H28=A ↓

A=7人（常通、広瀬、青木、中村、高橋、渡辺、吉田）

B=2人（早苗、立川）

- ・調査する事務事業においてはスケジュールがタイトなケースもあり、もう少し議論を深めたい事例もあった。同僚からの意見にもあったが、説明を受ける前に自由討議やミーティングを行い論点などの共有が出来ると良いと考える。

議運委

H28=A □

A=10人（常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、柴田、梅津、中村、立川、渡辺）

B=1人（正村）

- ・論点整理を行い、効率的な委員会運営を目指すべき。
- －=4人（青木、吉田、西尾、寺町）

予決特委

H28=A ↑

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾）  
- =1人（青木）

庁舎特委

H28=B ↓

A=12人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、吉田、西尾）  
B=2人（渡辺、梅津）

- ・さらに議会として審査の経過や行政課題等についてわかりやすい資料の作成及び公開を行い、町民にとってわかりやすい議論を進めていくことが必要と考える。
  - ・議会として候補地を複数にしてしまったことで、場所に関する議論の深まりを妨げてしまった。
- C=1人（立川）

・今年度は重要な決定事項があったが、委員間での自由討議が足りないとする。早期に住民参加を行い、議員個々の意見を出し合い、磨き合って委員会としてもう少し一定の方向性を出す事ができれば良かった。振出しに戻るような発言に対し、「そこはもう過ぎている」という委員長からの制止もあったが、議論が戻るという事は、それまでの議論が足りていなかったという事なのではないだろうか。モニター意見にもあったが、議会の意思決定に行きつくまでの議論の経過が分かるような執り進め方が必要だと考える。来年度以降は、全般的スケジュールや委員間の共通認識を持ちながら、十分な議論を重ねて町民にも分かりやすい執り進め方をしたい。

- =1人（青木）

不委特委

H28=設置なし

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

- ・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。（意見交換会等を行ったか。）

委員会評価

所管

総務経済委

H28=A ↑

A=7人（広瀬、寺町、梶澤、梅津、中野、柴田、西尾）  
C=1人（正村）

- ・意見交換会を行うことが目的なのではない。事前に相手方と打ち合わせを行い、有意義な意見交換会になるよう準備をすることが大事。

#### 厚生文教委

H28=A ↑

A=8人（常通、広瀬、青木、中村、高橋、早苗、立川、吉田）

B=1人（渡辺）

- ・討議する機会と時間を増やすこと。
- ・全体的にはわかりやすい議論を行ったと考えるが、さらに意見交換会等を開催するなどして、広く町民に対して審査の経過や行政課題等についてわかりやすい議論を進めていくことが必要と考える。

#### 議運委

H28=A ↑

A=11人（常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、梅津、柴田、中村、立川、渡辺、吉田）

－=5人（青木、西尾、高橋、正村、寺町）

#### 庁舎特委

H28=A ↑

A=11人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、吉田）

B=3人（立川、梅津、渡辺）

- ・早期の段階で町民参加を行い、住民の意向を伺い議会としての論点整理が出来ればよかった。
  - ・今後においては、さらに意見交換会等を開催し、議会として積極的に町民の意見を聴く場を設け、透明性の高い、開かれた議論になるように進めていくことが重要と考える。また、広く町民に対して審査の経過や行政課題等についてわかりやすい説明を行い、議論を進めていくことが必要と考える。
  - ・開催はしたが、時期と内容に課題があった。
- －=1人（青木）

#### 不会特委

H28=設置なし

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

- ・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

#### 委員会評価

### 所管

#### 総務経済委

H28=B ↓

A=3人（広瀬、中野、西尾）

B=3人（梶澤、梅津、柴田）

- ・綿密な事前協議が必要。
- ・正副の協議は課題が残った。
- ・議論にあたっては、お互い、相互の人格を損なうような発言の仕方は控えるように留意する。
- ・2常任委員会制になり、所管事務事業が増えたなかで、委員会調査の手法等、適時（年に2～3回）、全体の事業経過や進捗状況のチェックをしていくようなことが必要と考える。

C=1人（正村）

- ・約束は守る（こと）。委員会の論点整理や会議の到達点について事前に十分協議をする。

E=1人（寺町）

- ・一般委員なので図りかねる。

#### 厚生文教委

H28=A ↑

A=9人（常通、広瀬、青木、中村、高橋、早苗、立川、渡辺、吉田）

#### 議運委

H28=A →

A=11人（常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、梅津、柴田、中村、立川、渡辺、吉田、 ）

－=5人（青木、高橋、正村、寺町、西尾）

#### 予決特委

H28=A →

A=13人（常通、広瀬、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

- ・予算決算委員会はその間に委員長、副委員長と打ち合わせまでの問題がなかったのではないかと。
- B=1人（梅津）
- ・委員会での質疑の回数について、3回を超えることを特別に認めることがあってもよいのではないかと。
- E=1人（寺町）
- ・一般委員なので図りかねる。

－＝1人（青木）

**庁舎特委**

**H28=A** 

A=12人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、吉田、西尾）

B=2人（渡辺、梅津）

- ・委員から原課への質疑に対して、委員長が代わりに答弁し持論を述べるが多くみられた。効率的な議事整理は必要だが、委員の発言を保障し、その上で論点争点整理を行いながら委員会運営を進めていくことが望ましいと考える。
- ・議論の深まりが不足していた。

C=1人（立川）

- ・委員の質疑に対し、説明委員ではなく委員長が答弁なさることもあり、それ以上議論が進まない事もあった。

－＝1人（青木）

**不会特委**

**H28=設置なし**

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること

- ・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたか。

**委員会評価**

**所管**

**総務経済委**

**H28=A** 

A=6人（広瀬、寺町、梶澤、中野、柴田、西尾）

B=1人（梅津）

- ・委員長報告作成段階の時間を確保する。

C=1人（正村）

- ・委員長は公平な報告を作成すべき。

**厚生文教委**

**H28=A** 

A=7人（常通、広瀬、青木、中村、早苗、立川、渡辺）

B=1人(吉田)

- ・論点、争点等を明確にするのは、簡単でないこともある。

C=1人(高橋)

- ・審査報告で全会一致か採決で反対について議論すべき。

#### 議運委

H28=A 

A=10人(常通、広瀬、梶澤、中野、早苗、梅津、柴田、中村、立川、渡辺)

—=6人(青木、吉田、高橋、正村、寺町、西尾)

#### 予決特委

H28=A 

A=13人(常通、広瀬、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、梅津、渡辺、西尾)

E=1人(寺町)

- ・この委員会で委員長報告を作成する必要があるのか。

—=2人(青木、吉田)

#### 庁舎特委

H28=B 

A=11人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、中村、高橋、中野、早苗、柴田、西尾)

B=2人(渡辺、梅津)

- ・討議による論点、争点整理が不十分。

C=1人(立川)

- ・委員間の自由討議を早期から重ねるべきだった。

—=2人(青木、吉田)

#### 不委特委

H28=設置なし

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、次の活動を行います。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

・議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

・議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

H28 

A=11人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、柴田、立川、渡辺、西尾)

B=4人(高橋、梅津、中野、早苗)

- ・いかなる意見であろうと謙虚な姿勢で傾聴する。
- ・深い討議ができるような研修会の開催。
- ・討議する機会を増やすことと、手法を議員が身に着けるための研修を行う。

C=1人(吉田)

- ・質疑前の作戦会議と事後の自由討議を、短くても良いので必ず実施すること。

・あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したか。

H28 

A=11人(常通、寺町、正村、梶澤、高橋、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

- ・討議する機会と時間を増やすこと。

B=3人(中村、中野、吉田)

- ・議員相互間の討議を重んじ活動しているが、自分自身不足していると感じている。
- ・上手な討議ができるような研修会。
- ・「理由ははっきりと言えないが何かすっきりしない」こんな感想でも述べ合うことが大事。

—=2人(広瀬、青木)

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動すること。

・議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。

H28 

A=13人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、梅津、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=3人(高橋、中野、立川)

- ・会議条例、委員会条例を十分把握しているとは言えない部分があるので、各委員会で勉強会等を行う。
- ・議会基本条例に基づいた思考と、議員間討議を促進し議論の技術を磨いていく事が重要と考える。

・あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、寺町、正村、青木、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、吉田、西尾)

- ・自分自身の思いとして。

B=4人(梶澤、中村、立川、渡辺)

- ・自己研鑽あるのみ。
- ・不断の研鑽を深めたい。
- ・判断基準がぶれない様に、さらに条例の読み込みと住民の意思の把握につとめたい。

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・意識して活動しているが、まだまだ町民の意思やニーズを的確に把握することや、町政についての課題全般に対する知識不足もあり、今後さらに自らの能力を高めるための研鑽が必要と考える。

(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

- ・議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したと考えるか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

・あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(中村)

- ・日常的な研鑽を深め、町民の望むまちづくりに努めたい。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱(平成24年3月30日制定)に基づき、議員研修を実施します。

- ・議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。

H28 ↓

A=13人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺)

B=3人(立川、吉田、西尾)

- ・ 近隣自治体に議会サポーターがいらしている時にはフレキシブルな対応で、研修の機会を設ける事も来年度は検討してほしい。また、議会の意思決定までの過程においては議会サポーターからのアドバイスをもっと活用しても良いと考える。災害後のBCP対応や、執行機関への申し入れを行う過程では議会の在り方、とるべき方法について道筋を照らしてもらう事も可能だったのではないだろうか。
- ・ 学校の先生ではなく実務家を講師として呼ぶべきだ。
- ・ 監査と重複が多かった。

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

- ・ 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

H28 ↑

A=14人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(立川、吉田)

- ・ 今後、事務事業調査などにおいては専門的知見の活用も行い、より精査された意思決定を行いたいと考える。議員有志での勉強会も積極的に開催したい。
- ・ 学校の先生ではなく実務家を講師として呼ぶべきだ。

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例(平成24年芽室町条例第33号)に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

- ・ 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例に基づき、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったと考えるか。

H28 ↑

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

E=1人(梅津)

- ・ 議員個々による全体の評価は難しい。

- ・ あなたは、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったか。

H28 ↑

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

### 第3章 町民と議会との関係

#### (町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

- ・議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保したかと考えるか。

H28 

A=14人(常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾)

B=1人(渡辺)

- ・フォーラムや様々な団体との意見交換会も実施したが、より多様な住民が議会を身近に感じてもらえるよう情報公開・共有を徹底し、多くの町民が議会活動に参加する機会を確保していくことが必要と考える。

C=1人(正村)

- ・会議は公開であること、ミーティングの目的を再度確認する。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会(以下「議会の諸会議」といいます。)の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

- ・議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有したと考えるか。

H28 

A=14人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(寺町)

- ・急きょ委員会を開くことがあった。知らせる時間がなかった。

C=1人(正村)

- ・会議は公開であること、ミーティングの目的を再度確認する。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

- ・議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

H28 

A=11人(常通、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田)

B=3人(広瀬、立川、渡辺)

- ・意思決定の際には専門的知見、利害関係のある住民からの意見聴取などを積極的におこない、精査された意思決定につなげたい。公聴会を開くことも可能な事案があったが実現に至らなかったのが残念である。
  - ・参考人制度や公聴会制度については十分に活用できていないため、今後の課題と考える。
- C=2人(吉田、西尾)
- ・鹿の残滓処理施設について、なぜ宗谷地方の先進地の意見を聞かなかったか悔やまれる。
  - ・公聴会制度または学識経験者の専門的かつ政策的見識等が実現されたい。

4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

- ・議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査において、提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。

H28

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

- ・議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。

H28

A=12人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、吉田、西尾)

・

B=3人(正村、立川、渡辺)

- ・意見交換会は実施しているが、政策提案は行っていない。政策提案するまで調査が進んでいない。
- ・聴取後の政策提案には至っていない。残りの任期2年で実現出来たらよいと考えている。
- ・各種団体との意見交換会は実施しているが、さらにより多くの町民の意見聴取、意思の把握を行い、政策提案につなげていく余地があると考ええる。

C=1人(寺町)

- ・政策提案まで至っていない。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

- ・議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。

H28

A=14人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(立川、吉田)

- ・現在の新聞報道等はどうしても結論のみの報道となっているように感じるが、議会ではそこに至るまでの議論があつての結論である。そこを町民に周知するのは議会広報しかないと考えるので、例えば、昨年の決算不認定の様な結果が出た場合は、議員の討論内容の掲載もよいが、なぜそこに至ったのかを SNS でその日のうちに発信するなど、情報の「匂」を逃さない広報手法も必要と考える。
- ・結果としての否決が多すぎる。

2 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

- ・議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。

H28 

A=14人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾）

B=1人（立川）

- ・あらゆる媒体での（SNS）の発信内容の充実をさらに推進してほしい。

C=1人（寺町）

- ・議会広報の発信をしたと思うが、受け皿（町民）が全戸その対応ができていない。（インターネットの接続が全戸できているわけではない）

（議会白書、議会の自己評価）

第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

- ・議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

- ・議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表したと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

- ・議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表したと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

・議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めたか。（『議会白書策定要領』などの規定を定めたか）

H28 ↑

A=13人（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

・設問不要または要見直し

D=1人（中野）

・規定を定める必要があるかどうか検討する。

E=2人（寺町、正村）

・定められてない。

・「必要な事項」を定めているのであれば、このような設問は不要。議会HPで「議会白書策定要領」を検索したが、見当たらなかった。

#### 第4章 町長等と議会との関係

（町長等と議会、議員の関係）

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。

H28 ↑

A=13人（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾）

B=1人（立川）

・決算不認定の際の報道等では「議会との溝が深まる」などの記載も目にすることがあったが、仮にそのことを危惧する議員がいるのなら、それはあくまでも「機関対立」であり、二元代表のもとでは当たり前のあるべき姿である事を共通認識した方が良い。

C=1人（吉田）

・議決したことに町長は従わず無視した。消防団条例制定。

E=1人（正村）

・緊張関係という言葉がどのようなことを指しているのかが、不明。緊張関係＝対立関係ではないが、もう少し具体的なことを示すべき。言葉の幅がありすぎて評価にならない。

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

・議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

H28 ↑

A=11人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、梅津、中野、柴田、渡辺、西尾）

B=4人（寺町、高橋、早苗、立川）

・質問の内容が答弁者に理解されているのか疑問がある。

- ・質疑が整理されず簡潔でなく、議長からの注意もあったので、質疑についてお互いに注意するように。
- ・定例会議振り返りなどにより指摘していく。
- ・おおむね一問一答の質疑が出来たと考えるが、時折、執行機関側の好意で二つ以上の間に答えてもらうことがあった。

C=1人(吉田)

- ・見解の相違などを持ち出し、議論を拒否。首長失格の行動と考える。

- ・あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

H28 

A=9人(常通、寺町、正村、梶澤、高橋、梅津、中野、早苗、柴田)

B=4人(中村、立川、渡辺、西尾)

- ・論点、争点を明確にできたとは言えない。
- ・「質疑」の範疇を超える間をおこなう事もあった。今後さらに、質疑の手法については研鑽したい。

C=1(吉田)

- ・課題に対する答えは町長が出す。出せないなら理由など述べるべき。

E=1人(青木)

- ・一般質問がなかった。

-=1人(広瀬)

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・争点を明確にし、一問一答方式での議論を進めるよう意識はしているが、今後さらに自らの能力を高めるための研鑽が必要と考える。
- ・正面から答えていただくよう依頼するしかないのでは。

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

- ・議員の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。

H28 

A=6人(常通、広瀬、正村、中野、立川、西尾)

B=10人(寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、柴田、渡辺、吉田)

- ・質問の目的はあったとしても中身を認識していない。
- ・政策討論に至っていない場面が見受けられる。
- ・政策論争の展開の意識化は今後必要。
- ・議会、委員会の発言は重いので、質疑、討論は整理して発言を。
- ・自己研鑽に努める。
- ・定例会議振り返りなどにより指摘していく。

- ・あくまで政策をぶつけ合うべき。平行線になりがちであっても適時に下がることも必要。（見解の相違）
- ・討議による政策論争を展開したとまでは言えない。
- ・町長も同じように考えてくれると可能。相手の問題。

・あなたの一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。

H28 

A=9人（常通、寺町、正村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田）

B=4人（梶澤、中村、梅津、渡辺）

- ・自己研鑽に励む。
- ・政策論争には至らず論点整理ができなかった。
- ・自己研鑽に努める。

C=1人（西尾）

- ・一般質問が少なかった。

E=1人（青木）

- ・一般質問がなかった。

—=1人（広瀬）

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・討論による政策論争を展開したとまでは言えない。

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

・議員の一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

H28 

A=11人（常通、広瀬、正村、中村、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

B=4人（梶澤、青木、高橋、梅津）

- ・政策討論に至っていない場面が見受けられた。
- ・各自、自己研鑽に努める。

E=1人（寺町）

- ・他の議員のことは図りかねる。

・あなたの一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

H28 

A=6人（寺町、正村、中野、早苗、立川、吉田）

B=4人（梶澤、中村、梅津、渡辺）

- ・反復、自己検証し、次回へ繋げる。
- ・論点整理ができなかった。
- ・自己研鑽に努める。
- ・討議の充実を図るまではいかない。

C=2人（常通、西尾）

- ・今年度は、一般質問を行えなかった。次年度はしっかり取り組みたい。
- ・一般質問が少なかった。

E=2（青木、柴田）

- ・一般質問がなかった。
- ・立場上、していない。

－=2人（広瀬、高橋）

[今後どのように取り組もうと考えるか]

・

5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

- ・議員は、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

- ・あなたは、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

- ・設問が不要または要見直し

6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。

- ・議員の質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。

H28 

A=11人（寺町、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田）

D=1人（常通）

E=3人（正村、梅津、西尾）

- ・反問はなかった。
  - ・事例がなかった。
- －＝1人（広瀬）
- ・設問が不要または要見直し

・あなたの質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。

**H28** 

A＝4人（梶澤、高橋、中野、柴田）

D＝1人（常通）

E＝8人（寺町、正村、中村、梅津、早苗、立川、渡辺、西尾）

- ・そのような状況はなかった。
- ・反問はなかった。
- ・事例がなかった。
- ・本年度は事案がなかった。
- ・該当するケースがなかった。
- ・反問はなかった。

－＝3人（広瀬、青木、吉田）

- ・設問が不要または要見直し

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・そもそも反問ありきではない
- ・そのような状況がなかった。

7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

・議員の質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、町長等執行機関の長等は、議長又は委員長の許可を得て、反論したと考えるか。

**H28** 

A＝7人（寺町、梶澤、青木、中村、高橋、柴田、渡辺）

- ・事案なし。

D＝2人（常通、中野）

- ・反論権を行使できる場面があれば、執行すると思う。

E＝5人（正村、梅津、早苗、立川、西尾）

- ・反論はなかった。
  - ・事例がなかった。
  - ・本年度は事案がなかった。
  - ・該当ケースなし。
  - ・反論はなかった。
- －＝2人（広瀬、吉田）
- ・設問が不要または要見直し

・あなたの質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論したか。

**H28** ↓

**A**＝3人（梶澤、高橋、柴田）

**D**＝2人（常通、中野）

- ・反論する場面がなかった。

**E**＝8人（寺町、正村、中村、梅津、早苗、立川、渡辺、西尾）

- ・そのような状況がなかった。
- ・反論はなかった。
- ・本年度は事案がなかった。
- ・該当ケースなし。
- ・そのような状況はなかった。
- ・反論はなかった。

－＝3人（広瀬、青木、吉田）

- ・設問が不要または要見直し

（政策形成過程等）

**第12条** 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

・議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。

H28 ↑

A=5人（寺町、青木、高橋、早苗、西尾）

B=10人（常通、広瀬、梶澤、中村、梅津、中野、柴田、立川、渡辺、吉田）

- ・意識付けのために、目に付くようにする。
- ・7項目をもとに審議されている状況はあるが、論点整理のためさらに深めていきたい。
- ・引き続き努力する。
- ・十分とは言えない。
- ・おおむね出来ていると思う。議会において、常に7項目を意識すること。
- ・一人では論点整理が困難な場合もある。事前に同僚と議題について確認する時間をとる事も議論を深める一つの手法ではと考える。「チーム議会」としての取り組みは様々な手法で磨いていきたい。
- ・7項目を意識して調査、審議しているが、十分とは言えない。今後はシートなどを活用し、7項目ごとに整理した調査・審議が必要と考える。
- ・事前の作戦会議と事後の自由討議を必ず実施を委員長は促す。なければ無いで良い。

E=1人（正村）

- ・7項目は政策を議論する際に重要な要素ではあるが、7項目を質疑することが目的ではない。政策を議論する前に整理し、理解しておく必要があると考える。

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

・議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

H28 ↑

A=10人（常通、正村、梶澤、青木、高橋、梅津、中野、早苗、渡辺、西尾）

B=5人（広瀬、中村、柴田、立川、吉田）

- ・さらなる争点の明確化が必要。
- ・十分な議論を行う。
- ・質疑後の自由討議などで、議員間で論点の共有が出来るとより深い審議になると考える。
- ・事前の作戦会議と事後の自由討議を必ず実施を委員長は促す。なければ無いで良い。

E=1人（寺町）

- ・この1年、政策等の提案はなかった。

（評価の実施）

第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

・議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。

H28 ↑

A=14人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=2人（高橋、吉田）

- ・大局的に判断すべき。
- ・16人が各自の立場で。得意分野を生かし切れていない。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

・議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。

H28 ↑

A=13人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺）

B=3人（中野、吉田、西尾）

- ・評価結果という形ではないが、決算審査の中で示していると思う。
- ・議会の責務を果たすべき。
- ・予算に対する議会の評価結果を町長等に明確に示したとは思えない。

（議決事項の拡大）

第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。

(1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画

・

(2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告

・

(3) (3) 芽室町庁舎建設基本計画

・

（文書質問）

第15条 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます

・議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。

H28 ↑

A=13人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、高橋、梅津、中村、中野、早苗、柴田、立川、渡辺）

- ・設問が不要または要見直し。
- ・文書質問することが目的ではない。

B=3人（寺町、吉田、西尾）

- ・一部の議員が行っただけ。
- ・文書質問が私の予想より少ない。

・あなたは、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。

H28 

A=1人（吉田）

B=2人（梶澤、青木）

- ・必要に応じて活用。

C=2人（柴田、西尾）

- ・担当課と意見交換した。
- ・していない。

D=3人（常通、中村、中野）

- ・文書質問は行わなかった。
- ・文書質問は積極的に行う性質のものではなく、年4回の一般質問を補うためのものと認識しているので、タイミングがあれば執行する。

E=6（寺町、正村、梅津、早苗、立川、渡辺）

- ・質問する議件はなかった。
- ・本会議での一般質問をしたいと考えて議員活動を行っているので文書質問は行っていない。活用しなくとも制度として文書質問があることは良いと考える。
- ・必要に応じて実施する。
- ・案件はなかった。
- ・該当するケースがなかった。
- ・必要に応じて行う。

ー=2人（広瀬、高橋）

[今後どのように取り組もうと考えるか]

- ・文書質問も一つの手法。担当課と情報交換が大切。

2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

・議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表したか。

H28 

A=15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾）

B=1人（立川）

- ・議運決定後の公表が遅いと感じた。

3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会議事条例（平成24年芽室町条例第32号。以下「議事条例」といいます。）で定めます。

- ・文書質問について必要な事項は、芽室町議会議事条例で定めたか。

H28

H27

## 第5章 議員相互の討議

（自由討議による合意形成）

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

- ・議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。

H28 

A=11人（広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、渡辺、西尾）

B=4人（常通、中野、柴田、立川）

- ・自由討議の時間をしっかり取るようにする。
- ・討議は行っているが十分とは言えない。
- ・互いの意見の内のやりとりが必要。表面のやりとりが多い。
- ・自由討議の時間を必ずつくるように来年度は取り組むべきと考える。

C=1人（吉田）

- ・各自の意見発表を司会は促すべき。

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

- ・本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

H28 

A=13人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、早苗、立川、渡辺、西尾）

B=2人（中野、柴田）

- ・論点、争点の整理を行ったうえで討議をする。
- ・おおむね出来ていると考える。委員会においては休憩も含め十分時間を取る。

—=1人（吉田）

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

・ 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

H28 

A=14人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(寺町)

・ 保証しているが一部議員が行ったことがある。

E=1人(梅津)

・ 求めに応じて保証する。

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

・ 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(寺町、早苗)

・ 議論を尽くしたが合意形成にならなかった。議件もある。

C=2人(立川、吉田)

・ 本会議での自由討議はまだなされていない。質疑後の自由討議が定着していない。そこを改善していくよう諮問会議からの答申を受けたので、来年度以降推進したい。

・ 本質に迫り傍聴者も思わず頷くような議論の中で説明責任を果たすべき。

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

H28 

A=11人(常通、寺町、梶澤、青木、中村、西尾)

B=2人(広瀬、立川) 高橋、早苗、柴田、渡辺、吉田、

・ 今後も議員間討議を意識して取り組みたい。

C=2人(梅津、中野)

・ 来年度に向けて努力する。

・ 条例、意見書等の議案の提出は行われていない現状である。

E=1人(正村)

・

・あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。

H28 ↑

A=10人（常通、正村、梶澤、青木、高橋、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾）

B=2人（中村、立川）

- ・合意形成の難しさを感じているが、今後も議論を尽くしての合意形成は重要と考える。
- ・所管委員会での政策提言については議論を重ねることが出来た。今後は公式の場でホワイトボードの活用や、ファシリテイト研修の成果を活かしながら論点整理、合意形成に努めたい。

C=2人（梅津、中野）

- ・来年度に向けて努力する。
- ・意見書等の提出は常に念頭にあるが、現実に出されてない。今後は積極的に行いたい。

E=1人（寺町）

- ・議員個人として議案の提出等を行っていない。

—=1人（広瀬）

（議員政策討論会の開催）

第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

・議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。

H28 ↓

A=3人（梶澤、青木、渡辺）

B=4人（広瀬、中村、梅津、吉田）

- ・政策課題の議員間の共有のため、政策討論会は必要。
- ・委員会から課題・問題提起できるようにする。
- ・議論はしたが能力向上まで至っていない。

C=5人（常通、正村、中野、立川、西尾）

- ・委員会でのまとめが遅かったように思う。が、今年度は災害等でスケジュール通り、進められなかったと考える。
- ・政策討論会を開催するまでに至っていない。
- ・開催しているとは言えない。
- ・政策討論会は開催していない。今年度は災害発生等予期せぬ事案も生じたが、年間スケジュールを組み政策形成サイクルを回していく事を念頭に活動しなくてはならないと考える。
- ・議員政策討論会はなかった。

D=2人(高橋、柴田)

- ・委員会、または個の議員提案を可とする。2～4年の中期的な事案も可とする。

E=2人(寺町、早苗)

- ・議員政策討論会は行ってない。
- ・政策討論会の開催はなかった。

2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

## 第6章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

- ・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(立川)

- ・我々には政務活動費がない代わりに議会費によって研修会開催が実施されている。H29はHOPSでの研修が無くなったが、その分の予算は減額せず代わりに研修会開催を検討しても良かったと考える。

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。

- ・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾)

B=1人(立川)

- ・おおむねできているが、今後も政策提案にむけては個々が向上心を持ち、議員の中から新たな政策実現に向けた取り組みの要望があっても良いと考える。

3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。

- ・議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表したか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

(議長、副議長志願者の所信表明)

**第19条** 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

・議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けたか。

H27 

A=16人（常通、広瀬、柴田、青木、梅津、中野、中村、渡辺、梶澤、立川、正村、西尾、早苗、高橋、吉田、寺町）

（附属機関の設置）

**第20条** 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置したか。

H28 

A=12人（広瀬、寺町、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B=1人（吉田）

・専門的知見の活用を多く行うべき。

D=1人（常通）

・案件が無かった。

E=1人（正村）

・議会サポーターは設置しているが、その他の附属機関は今年度設置していない。毎年同じような回答があるが、設問の附属機関が議会サポーターということであれば、回答はまた違うと思う・

－=1人（梶澤）

・

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

・附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めたか。

H28 

A=13人（広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、西尾）

・議会サポーターを（附属機関と）想定して回答する。

D=1人（常通）

－=2人（渡辺、吉田）

（調査機関の設置）

**第 21 条** 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

・ 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置したか。

**H28** 

**B=5 人** (梶澤、青木、高橋、中野、吉田)

・ 病院、IT など専門家の知見を活用すべき。

**C=1 人** (西尾)

・ 調査機関を設定していない。

**D=1 人** (常通)

**E=8 人** (寺町、正村、中村、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺)

・ 調査案件はなかった。

・ 100 条委員会は設置されていない。

・ 該当事項なし。

・ 調査機関設置の案件はなかった。

・ 設置案件がなかった。

・ 必要に応じて設置すればよい。

・ 該当ケースなし。

・ 該当事項なし。

**-=1 人** (広瀬)

・ 必要が認められなかった。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

・ 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えたか。

**H28** 

**A=1 人** (青木)

**B=1 人** (梶澤)

**C=2 人** (吉田、西尾)

・ 病院・IT など専門家の知見を活用すべき。

・ 調査機関は設置なしです。

**D=2 人** (常通、中野)

・ 現時点では必要がないので加えていない。

**E=8 人** (寺町、正村、中村、梅津、早苗、柴田、立川、渡辺)

- ・調査案件はなかった。
  - ・100条委員会は設置されていない。
  - ・該当事項なし。
  - ・案件はなかった。
  - ・設置案件がなかった。
  - ・設置時に評価する。
  - ・該当ケースなし。
  - ・該当事項なし。
- 2人（広瀬、高橋）
- ・必要が認められなかった。

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

（議会議務局の体制整備）

第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会議務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会議務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会議務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。

H28 ↑

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

3 議長は、議会議務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

・議長は、議会議務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議したと考えるか。

H28 ↑

A=10人（常通、広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺）

C=1人（西尾）

・協議していると思われない。

E=4人（寺町、正村、中村、梅津）

・人事案件に関し、関わるべきではない（一般議員は）。設問不要。

・議長のことは分かりません。設問として不要だと思います。

・現状では実質的な任免権行使は困難であると思う。

—=1人(吉田)

.

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

・議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。

H28 ↑

A=6人(寺町、梶澤、青木、中野、渡辺、吉田)

B=6人(常通、広瀬、中村、高橋、梅津、早苗)

- ・今後も課題として協議していく事項と思う。
- ・内容・形式についての議論を行う。

C=2人(立川、西尾)

- ・議会 ICT 計画にもとづいてタブレット導入後、電子図書室が出来たことは良かった。昨年の諮問会議での答申にあるように、紙媒体での図書室整備にむけて新庁舎建設まで待つのではなく、出来ることから引き続き取り組むべき。
- ・図書室なし。

E=2人(正村、柴田)

- ・議会図書室のあり方は検討中であり、機能強化については評価できない。
- ・新庁舎に向けて効率的な機能を有する運営を目指す。

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。

・議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。

H28 ↑

A=6人(寺町、梶澤、青木、中野、早苗、吉田)

B=7人(常通、広瀬、中村、高橋、梅津、柴田、渡辺)

- ・今後課題として協議していく事項と思う。
- ・新庁舎に向けて議論が必要。
- ・現状の運営としてベスト。新庁舎に向け改善。
- ・前年よりは足を運んでいただく機会は増えたが、さらに改善の余地はある。また図書機能については議員はタブレットがあるから強化されたと考えるが、町民に対する議会図書室機能のあり方については検討が必要と考える。

C=2(立川、西尾)

- ・傍聴者などへの声掛けをするほど現在は蔵書が充実していないと考えるが、町民も利用可能なことなどの情報提供は折につけ行うべきと考える。
- ・図書室なし。

E=1人(正村)

・議会図書室のあり方は検討中であり、機能強化については評価できない。

(議会改革及び活性化の推進)

第24条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

・議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたと考えるか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

・議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議したかと考えるか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

C=1人(寺町)

・全議員で協議したかはあいまいである。

3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

・議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=2人(梅津、立川)

・他議会の視察対応の内容・結果について、全体に対する報告がなされるようにする。

・先進地事務調査などで得た成果を活かす取り組みを次年度以降は実現に向けて前進、行動することが重要になると考える。

D=1人(寺町)

・スポーツ交流はしたが調査研究等は行っていない。

—=1人(吉田)

4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

・議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行ったかと考えるか。

H28 

A=12人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、柴田、立川、渡辺、西尾)

E=3人(寺町、正村、早苗)

・速やかに調査、研究等はなかった。

・今年度は行ってない。  
－＝1人（吉田）

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

・議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。

H28 

A＝15人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

B＝1人（吉田）

・庁舎機能一元化は要らないという意見を反映しなかった。

### （災害対応）

**第25条** 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

・議会は、災害時に町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行ったと考えるか

H28

A＝9人（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗）

B＝3人（柴田、立川、渡辺）

- ・より多くの情報共有と整理していくシステム、本部と議会、今後の協議になっている。
- ・災害後、町に申し入れを行うまで、時間を要しすぎたと考える。この条文に基づき速やかに実施すれば良かったのではないか。
- ・町民及び地域の状況は把握していたが、その情報をどのように伝達したらよいか迷う部分があった。BCPもその都度改善しながらの運用となるが、災害時対応については議会としての訓練も早急に行う必要があると考える。

C＝2人（寺町、西尾）

- ・災害復旧のため現地視察はしたが、要請は行っていない。
- ・今回の災害はどうか？

E＝1人（正村）

- ・災害時にはそれぞれの議員が情報収集を行った。議会は計画に基づいて行動するよう努めたが、計画と現実の乖離がある。理想ではなく、議会として現実的な対応を検討すべきだと思う。

－＝1人（吉田）

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

・必要な事項は、議長が別に定めたか考えるか。

H28

A=13人（広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

・今年度は是非議会BCPにもとづき様々なかたちの防災訓練（シュミレーション）を行うべきと考えます。

D=1人（常通）

・必要性が無かった。

E=1人（正村）

・災害時に議員として活動できる範囲に限られる。

- =1人（吉田）

## 第7章 会議の運営

（通年議会）

第26条 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

・議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期の通年化を運営できたと考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

・あえて評価しなければならないのか、疑問である。

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

・会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めたか考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

・3月議会で会議条例は整理され、改正された。

（議会運営の原則）

第27条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

・議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行ったか考えるか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成 24 年芽室町条例第 34 号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

・ 議会は、芽室町議会傍聴条例に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行ったかと考えるか。

H28 ↓

A=15 人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、吉田、西尾）

B=1 人（立川）

- ・ 議員と同じ資料配布は良いと考えるが、町民向けには議案によっては解説の為の何かがあっても良いのではないか。
- ・ 現在は傍聴者への記名を求めているが、この件についても検討していいと考える。

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。

・ 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明したと考えるか。

H28 ↓

A=15 人（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

B=1 人（正村）

- ・ 再開時間を伝えない委員会があった。

## 第 8 章 議員定数・報酬等

（議員定数）

第 28 条 法第 91 条第 1 項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16 人とします。

・

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

H28

H27

3 議員定数の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

・

（報酬等）

第 29 条 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」といいます。）は、別に条例で定めます。

・

2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期するため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

・

3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

- ・報酬等の改正に当たり、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用したと考えるか。

H28

H27

4 報酬等の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

## 第 9 章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

**第 30 条** この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

2 議会及び議員は、この条例を順守します。

- ・議会及び議員は、議会基本条例を順守したと考えるか。

H28 ↓

A=13 人 (常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾)

B=3 人 (正村、立川、吉田)

- ・ルールに基づいた議会運営がなされるように意識して会議を運営する。
- ・審議や、意思決定においては条例に則った議論を行えばもう少し簡潔に結論を出せる事案もあったのではないかと考える。(第 25 条関連など)
- ・病院、IT など専門家の知見を活用すべき。

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

- ・議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断したと考えるか。

H28 ↑

A=15 人 (常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

B=1 人 (正村)

- ・ルールに基づいた議会運営がなされるように意識して会議を運営する。

(検証及び見直し手続)

**第 31 条** 議会は、1 年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

- ・議会は、1 年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表したと考えるか。

H28 ↑

A=15 人 (常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

－＝1人（吉田）

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

・議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じたと考えるか。

H28 

A＝14人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

E＝1人（寺町）

・改善事案がなかった。

－＝1人（吉田）

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

・

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

（芽室町議会の議員の定数を定める条例の廃止）

2 芽室町議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年芽室町条例第 48 号）は廃止します。

（議会事務局設置条例の廃止）

3 議会事務局設置条例（昭和 33 年芽室町条例第 8 号）は廃止します。

（芽室町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止）

4 芽室町議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年芽室町条例第 3 号）は廃止します。

（芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止）

5 芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 23 年芽室町条例第 14 号）は廃止します。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日条例第 44 号）

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 32 号）

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 22 号）

この条例は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する

### 3. 芽室町自治基本条例（平成28年度活動分）自己評価の結果

#### 第1章 総則

（町政運営の基本原則）

第3条 町は、町民が主役となった自治の実現を図るため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

（6）議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます。

（議会と議員活動の原則）

#### 第7章 議会と議員活動の原則

（議会の役割）

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

（議会の責務）

第23条 議会は、町長等が示す政策方針および議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

3 議会は、議会の活動に関する情報を町民に伝えるために、審議の過程や結果などを町民に分かりやすく説明します。

（議会の活動）

第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。

## **第8章 町民、町長、議員および職員の責務**

(議員の責務)

第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

## **第9章 最高規範性で見直しの継続**

(最高規範性)

第30条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民、町長、議員および職員は、この条例を誠実に守ります。

# 議員自己評価

評価基準：

- A = おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。
- B = 取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。
- C = 取り組もうとしているが、達成しているとは言いがたい。
- D = 取り組んでいるとはいえない。
- E = その他（不明・回答不可など）
- = 表記なし

自由表記：

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、町政運営の基本原則として、自治運営の基本的な仕組みを定めるとともに、町民、町長、議員及び職員の責務を定めることにより、まちの憲法として共有され、町民が主役となった自治の実現を図ることを目的とします。

- ・ 条例は、目的を果たしたと考えるか／・ 条例をもとに活動したと考えるかなど。

**H28** 

**A=15人**（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾）

**B=1**（吉田）

- ・ 街中に議員が出向き、町民と気軽に話せる場所を設けるべき。スーパーや、まちの駅など。

（町政運営の基本原則）

## 第3条

（6）議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます。

- ・ 議会は、議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導いたと考えるか。

**H28** 

**A=13人**（常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、渡辺、西尾）

**B=3人**（正村、立川、吉田）

- ・ 自由討議はまだまだできていない。
- ・ 今後、自由討議の推進を行う事を全員協議会で決定しているのでその事に向けて取り組んでいけばよいと考える。
- ・ 浸水被害地区に議員の姿が見えない。議員に話を聞いてほしいとの要望があった。

## 第7章 議会と議員活動の原則

### (議会の役割)

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

- ・議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行ったと考えるか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

- ・議会は、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たしたと考えるか。

H28 

A=15人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

B=1人(吉田)

- ・監査的質問が少ないので増やすべき。うるさい議員がいるから変なことにはできないぞ、という意識を職員に浸透しているとは思えない。

### (議会の責務)

第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

- ・議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検したと考えるか。

H28 

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾)

2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

・

### (議会の活動)

第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

- ・議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ったと考えるか。

H28 

A=11人(常通、広瀬、寺町、梶澤、青木、中村、梅津、早苗、柴田、渡辺、吉田)

B=5人(正村、高橋、中野、立川、西尾)

- ・議員研修を重ねているが、研修で得たことを会議に反映させていく努力が必要。
- ・十分できているとは言えない。
- ・今後の自由討議の推進。

・自由な討議がまだまだ不足。

2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。

## 第8章 町民、町長、議員及び職員の責務

### (議員の責務)

第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

・議員は、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映したと考えるか。

H28 

A=13人(常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、西尾)

C=1人(吉田)

E=2人(梅津、寺町)

・他議員のことはわからない。

・あなたは、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映したか。

H28 

A=13人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、立川、渡辺、吉田、西尾)

B=3人(中村、柴田、梅津)

- ・町民の意向を常に把握していたか言えば、日常的に不足している。
- ・十分な時間を取れたとは言えない。自分にもホットボイスのような仕組みが必要になる。
- ・把握に努めてきたが、完全かどうかは自己評価できない。

[どのようにすべきと考えるか]

・現在まで電話や直接的な意見や要望を受けてきた。上記にも触れたが、無記名でも伝える手段があってもよい。

2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

## 4. 芽室町議会議員政治倫理条例（平成28年度分）自己評価の結果

（目的）

**第1条** この条例は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

**第2条** 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

（政治倫理基準の遵守）

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1）二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他行為をしないこと。
- （2）芽室町職員の職務執行を妨げるような、不正な働き掛けをしないこと。
- （3）芽室町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは芽室町が行う許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。
- （4）芽室町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

（調査及び審査）

**第4条** 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 議員自己評価

評価基準：
A = おおむね達成している。向上心を持って取り組んでいる。 B = 取り組んではいるが、不足している部分が見受けられ、改善の余地がある。 C = 取り組もうとしているが、達成しているとはいえない。 D = 取り組んでいるとはいえない。 E = その他（不明・回答不可など） — = 表記なし
自由表記：

## 第1章

### （目的）

**第1条** この条例は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

・議員は、第1条を順守し、政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与したと考えるか。

**H28** 

A=15人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

E=1人（寺町）

・あなたは、第1条を順守し、政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与したと考えるか。

**H28** 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

### （議員の責務）

**第2条** 議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

・議員は、町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めたか。

**H28** 

A=15人（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

E=1人（寺町）

・他議員のことはわからない。

・あなたは、町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めたか。

H28 

A=16人（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、梅津、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

- ・自分ではそう思うが町民が決めること。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

・議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた事実があったか。また、その場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めたと考えるか。

H28 

A=7人（広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、吉田）

B=1人（柴田）

- ・町民に対し、意見等聴取または集約する場合は、意図の明確化、主体（個人・団体）を明確にするとともに、誤解のないように努めなければならない。

D=1人（常通）

- ・疑惑は持たれていないと考える。

E=7人（寺町、正村、中村、梅津、立川、渡辺、西尾）

- ・他議員のことはわからない。
- ・他の議員のことはわからない。
- ・事実がないと判断している。
- ・議員全体についての評価は不可。
- ・該当ケースなし。
- ・他議員については回答不可。
- ・疑惑を持たれた事実はなかった。

・あなたは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた事実があったか。また、その場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めたか。

H28 

A=7人（正村、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田）

D=1人（常通）

E=1人（寺町、中村、梅津、立川、渡辺、西尾）

- ・疑惑をもたれるような事実はない。
- ・事実がないと判断。
- ・疑惑無しと認識している。
- ・該当ケースなし。

- ・事実がない。
  - ・なかった。
- 2人（広瀬、吉田）
- ・設問が不要または要見直し。
  - ・事実が無かった。

**（政治倫理基準の順守）**

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。

（1）二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を順守し議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他行為をしないこと。

- ・議員は、（1）を順守したと考えるか。

**H28** 

**A=13人**（常通、広瀬、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾）

**E=3人**（寺町、梅津、渡辺）

- ・他議員のことはわからない。
- ・他議員については回答不可。

- ・あなたは、（1）を順守したか。

**H28** 

**A=16人**（常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾）

（2）芽室町職員の職務執行を妨げるような、不正な働き掛けをしないこと。

- ・議員は、（2）を順守したと考えるか。

**H28** 

**A=11人**（常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、立川、吉田、西尾）

**B=1人**（柴田）

- ・不確定な情報をもとに、質疑してはならない。

**E=4人**（寺町、正村、梅津、渡辺）

- ・他議員のことはわからない。
- ・他の議員のことはわからない。
- ・他議員については回答不可。

・あなたは、(2)を順守したと考えるか。

H28 ↑

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾)

(3) 芽室町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは芽室町が行う許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。

・議員は、(3)を順守したと考えるか。

H28 ↑

A=12人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾)

E=4人(寺町、正村、梅津、渡辺)

- ・他議員のことはわからない。
- ・他の議員のことはわからない。
- ・他議員については回答不可。

・あなたは、(3)を順守したか。

H28 ↑

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾)

(4) 芽室町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

・議員は、(4)を順守したと考えるか。

H28 ↑

A=12人(常通、広瀬、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、吉田、西尾)

E=4人(寺町、正村、梅津、渡辺)

- ・他議員のことはわからない。
- ・他の議員のことはわからない。
- ・他議員のことは回答不可。

・あなたは、(4)を順守したか。

H28 ↑

A=16人(常通、広瀬、寺町、正村、梶澤、青木、中村、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾)

(調査及び審査)

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の順守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。

・議長は、第4条を順守したと考えるか。

H28 ↑

A=12人（常通、広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、西尾）

・設問が不要または要見直し。

E=4人（寺町、正村、中村、梅津）

- ・議長に関することはわからない。
- ・議運の議事録を見ていると無いと思うが、議長から報告がないのでわからない。
- ・調査事項がなかったと思う。
- ・必要とする案件は無かったと認識する。

・あなたは、第4条を順守したか。

H28 ↑

A=13人（常通、広瀬、梶澤、青木、高橋、中野、早苗、柴田、立川、渡辺、吉田、梅津、西尾）

E=3人（寺町、正村、中村）

- ・その職にないので。設問不要。
- ・設問の意味が不明。
- ・調査事項がなかったと思う。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

	・
--	---

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



**【表彰歴等】**

全国町村議会議長会優良議会賞（S45）

全国町村議会議長会優良議会賞（H23）

第33回北海道町村議会議長会議会広報コンクール入賞（H25）

第7回マニフェスト大賞優秀コミュニケーション賞（ベストプラクティス賞）（H24）

第9回マニフェスト大賞最優秀成果賞（H26）

2014 議会改革度調査全国1位（H27）

第10回マニフェスト大賞優秀成果賞（H27）

2015 議会改革度調査全国1位（H28）

第11回マニフェスト大賞優秀成果賞ノミネート（H28）

## 5. H29 芽室町議会活性化計画主要事業

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 主要4項目

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条)  
→政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加機会の創出)  
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))  
→多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる「場」創りを行います。
- 3 参考人制度・公聴会制度等の実践検討 (議会基本条例 第8条(3)、第29条(2・3))  
→専門的・政策的識見等を議会の意思決定に反映させるため制度の活用研究を行います。
- 4 議員間討議(自由討議)の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条)  
→議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と討議手法のスキルアップを図ります。

## H29 芽室町議会活性化策 16 事項

項 目	内 容	
■前年度からの積み残し事項	H28 結果	
1. 議会図書室機能の整備	C D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎を想定した機能整備を検討する。</li> <li>・町・公共・大学付属図書館等との蔵書情報の共有化を検討する。</li> </ul>
2. 公聴会の検討	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会制度について先進実施事例を研究する。</li> </ul>
3. 議会災害時対応基本計画の検証・評価・改善	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町地域防災計画と連携して随時見直しを図る。</li> <li>・防災訓練を適宜実施する。</li> </ul>
■今年度の活性化事項		
(1) 議会改革諮問会議の提言事項	H28 活性化策 番号と評価	
4. 町民意見の協議経過の明確化	⑮-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより・HP 等で、意見から政策に繋がった事例を適宜紹介する。</li> </ul>
5. 政策形成サイクルの改善		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成サイクルフロー図を町民が分かりやすく改善する。</li> <li>・意見交換会等で資料としてフロー図を添付し意見の取り扱いの流れを説明する。</li> <li>・議会だより・HP 等で政策形成サイクルフロー図を紹介する。</li> </ul>
6. 情報提供と説明の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換会の資料は事前に送付し予め理解を促す。</li> <li>・開催当日は、意見交換の趣旨、テーマの論点を説明する。</li> <li>・町民と議員が気軽に意見交換できる場を街中で開催する。</li> </ul>
7. 意見交換会の内容・手法の創意工夫	⑨-B ⑩-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマに応じてWS等の適切な対話手法を採り入れる。</li> </ul>

8. 意見交換参加者への会議録の提供	⑩-B	・意見交換会終了後、2週間以内に会議記録を提供する。
9. 意見交換会の意見等取り扱いの改善		・要望事項は所管委員会が調査・検討を行い、一定の回答にまとめることを徹底する。
10. 多様な町民の意見聴取		・町民を対象に無作為抽出のアンケートを実施する。
11. 議員間討議力の向上	⑫-A	・討議力向上に向けた研修を実施する。
12. 委員会等開催の広報の充実		・じゃがバス広告、議論テーマを事前周知・モニターに傍聴促す(アンケートで結果を検証する)
13. ICTの継続的な活用	⑬-A ⑭-B	・議会だよりの電子化(アプリ対応)の検討を行う ・テーマを決めて意見募集する。 ・[再掲] 議会だよりのHP等で、意見から政策に繋がった事例を適宜紹介する。
14. 議会への意見に対する返答期間の明示		・意見交換会、SNSなどで議会へ寄せられた意見の回答・対応の期限を検討する。
15. 町民間の情報共有化		・意見交換会の意見を、議会だよりのHP・SNS等で公開する。
(2) 議員自己評価事項		
16. 傍聴意欲の向上		・記名式による傍聴人受付簿のあり方について研究する。

## H29 議会活性化計画実行スケジュール

事務・事業	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①H29 活性化計画評価・アンケート・議会自己評価 評価項目検証・見直し												→
②議会報告と町民との意見交換会・団体意見交換会 (世代別～若い世代・高校生との意見交換) (新規)多様な住民がまちづくりに関わる「場」づくり		→		→		→	→					
③議会改革諮問会議の開催			→	→	→	→	→	→	→	→	→	
④政策形成サイクルの実行・政策討論会の実施 フロー図の見直し・改善	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑤参考人制度・公聴会制度・専門的知見制度の調査・研究	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑥議会モニター制度の遂行(モニターアンケートの実施)			→							→		
⑦議会ICT推進計画の定着(SNS・タブレット活用推進)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑧議会白書の作成とHP掲載	→											→
⑨議決権の拡大	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑩議員間自由討議の遂行・委員外議員の発言の遂行 研修会の実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑪議会間交流の推進				→	→							
⑫文書質問制度の遂行	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑬傍聴者への対応向上の検討(傍聴者アンケートの実施) 傍聴人受付簿のあり方について研究		→			→	→	→	→			→	
⑭議会基本条例の検証・見直し	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
⑮議会会議条例・同条例等運用規則の検証・見直し	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→



Manifesto  
Awards

2014 マニフェスト大賞最優秀成果賞



[政策提案する議会へ]

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail [g-shomu@memuro.net](mailto:g-shomu@memuro.net)

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813